

平成20年第6回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成20年9月5日（金曜日）午前10時開議

議案上程・議案審議（説明～質疑～討論～表決）

第1 発議第8号 美郷町議会議員定数条例の制定について

議案上程（説明）

第2 報告第7号 専決処分事項の報告について

第3 報告第8号 健全化判断比率の報告について

第4 報告第9号 資金不足比率の報告について

第5 認定第1号 平成19年度美郷町一般会計決算認定について

第6 認定第2号 平成19年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について

第7 認定第3号 平成19年度美郷町老人保健特別会計決算認定について

第8 認定第4号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について

第9 認定第5号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について

第10 認定第6号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について

第11 議案第64号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について

第12 議案第65号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第13 議案第66号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第14 議案第67号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

第15 議案第68号 美郷町担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定について

第16 議案第69号 平成20年度美郷町一般会計補正予算第4号

第17 議案第70号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号

第18 議案第71号 平成20年度美郷町老人保健特別会計補正予算第1号

第19 議案第72号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号

第20 議案第73号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号

第21 議案第74号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	9番	武藤 威 君
10番	戸沢 藤一 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右工門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	総 務 課 長	深澤 廣 君
企画財政課長	小原 正彦 君	税 務 課 長	藤原 茂夫 君
住民生活課長	高橋 潔 君	総合サービス課長	草薙 正子 君
福祉保健課長	辻 一志 君	農 政 課 長	照井 智則 君
商工観光交流課長	小林 宏和 君	建 設 課 長	鈴木 隆 君
出 納 室 長	深澤 章一 君	農業委員会会長	渡 邊 調 君
農 業 委 員 会 長	小野寺 光廣 君	教 育 委 員 長	佐藤 孝 君
農 事 務 局 長		学 務 課 長	高橋 薫 君
教 育 長	後松 順之助 君	幼 児 教 育 課 長	澁谷 陽嗣 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君		
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	深澤 克太郎	庶 務 班 長	鈴木 邦子
主 査	武田 浩之	兼 議 事 班 長	

開議の宣告

議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

発議第8号の上程、表決

議長（伊藤福章君） 日程第1、発議第8号 美郷町議会議員定数条例の制定についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） お諮りします。

ただいまの発議については、議会議員全員の賛成者をもって提出されておりますので、会議規則第39条第2項の規定によって説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

これより発議第8号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号 美郷町議会議員定数条例の制定については原案のとおり決定しました。

報告第7号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に日程第2、報告第7号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 報告の内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

事故の概要でございますが、平成20年7月1日、六郷小学校グラウンドにおいて職員が乗用草刈り機により草刈り作業中、草刈り機にはね飛ばされた石が近くの民家の窓ガラスに当たり、被害を与えてしまったというものでございます。

相手方は、_____。

7月28日に、3番に記載の内容で示談が成立してございます。全額保険金で対応できております。以上です。

議長(伊藤福章君) これで、報告第7号の説明が終わりました。

報告第8号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 日程第3、報告第8号 健全化判断比率の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(小原正彦君) それでは、報告第8号についてご説明申し上げます。

今年4月に施行されました法律により、今年度から新たに決算に基づく健全判断比率を議会に報告するものです。

一つ目の実質赤字比率は、普通会計の標準財政規模に対する実質赤字の割合を示したもので、平成19年度決算が黒字決算であることから、赤字比率の記載はございません。

二つ目の連結実質赤字比率は、一つ目の普通会計に国保などの特別会計、それから公営企業会計、これらを加えた割合を示したもので、一般会計、特別会計ともに黒字決算であることから、こちら記載はございません。

三つ目の実質公債費比率でございますが、19.4%となっております。こちらは、これまでの公債費比率に公営企業会計への繰出金、広域などの一部事務組合負担金、債務負担のうち公債費に充てたものを加えた比率で、それぞれ3カ年の平均値でございます。

四つ目の将来負担比率は、現時点の実質公債費比率の算定に用いた経費の将来負担分、それに

退職金などを加えた経費の標準財政規模に対する割合で、143.2%となっております。

議案資料集をごらんいただきたいと思います。

2ページをお願いします。

こちらは監査委員による意見書でございます。それぞれの比率について、早期健全化基準が記載されてございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率それぞれについての早期健全化基準が記載されておりますが、この基準を上回った場合には外部監査による監査の実施と、それに基づいた財政健全化計画を策定し、この計画については議会の議決を経て、県を通じて国に対して計画を提出するということとなります。その際には、起債等々の制限がされるということになるかと思えます。

また、従前の財政再建団体指定に相当する財政再生基準につきましては、実質赤字比率で20.0%、連結実質赤字比率が40.0%、実質公債費比率が35%というふうになってございます。すべて当町では、これらの数値を下回っておりますので、今回財政健全化等々の必要はございません。

なお、議員協議会でもご説明しましたとおり、この数値につきましては9月末に県・国より速報値として公表される予定となっております。それまでの間に数回県等々とやりとりをしておりますが、その際に数値が若干の変更になる可能性もございます。その際には、次回の議会においてその変更等々報告してまいりますので、その点についてご了承の方よろしくお願ひしたいと思えます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、報告第8号の説明が終わりました。

報告第9号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第4、報告第9号 資金不足比率の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（小原正彦君） 報告第9号についてご説明申し上げます。

こちら報告第8号と同様に、今年度から議会に対して報告をするものでございます。

一つ目の資金不足比率でございますが、簡易水道、下水道、農業集落排水、この3会計とも黒字決算であるので該当記載はございません。

こちらの資金不足比率は、公営企業会計の資金不足、赤字額の事業規模に対する割合ということで、今回この3会計ともに黒字決算でございますので、記載はございません。以上でございます。

す。

議長（伊藤福章君） これで、報告第9号の説明が終わりました。

認定第1号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第5、認定第1号 平成19年度美郷町一般会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 歳入から款ごとに説明を求めますが、説明はすべて簡潔にお願いします。

それでは、歳入1款町税について、税務課長から説明を求めます。

税務課長（藤原茂夫君） おはようございます。町税について説明いたします。

9ページになります。

町税全体の収入済額は15億2,201万8,507円で、収納率では94.1%となっております。不納欠損額は個人町民税と固定資産税、軽自動車税の繰越分で472万3,233円で、実人員では所在不明者が9人、生活困窮者が63人となっております。

1款1項町民税のうち、個人現年課税分の収入が5億4,698万3,585円の収入で、前年比では1億4,800万円ほどの増となっております。これは主に税源移譲と定率減税の廃止によって増となったものであります。

2目の法人につきましては、ほぼ前年同額の収入で314社分です。

2項1目の固定資産税では、現年課税分が予算額より961万5,000円ほど多く収入されておりますが、雑種地や宅地の見直し、家屋の新增築分によるものであります。

次のページになります。10ページであります。

2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、備考欄にありますとおり4カ所からの収入です。

3項の軽自動車税につきましては、実績によるものです。

4項の町たばこ税も実績によるものですが、喫煙者の減少によりまして昨年よりは488万5,000円ほどの収入減となっております。

5項の特別土地保有税は、収入ありません。

11ページの6項入湯税も、1万719人分の収入実績であります。

議長（伊藤福章君） 次に、歳入 2 款地方譲与税から歳入20款町債まで、企画財政課長からの説明を求めます。

企画財政課長（小原正彦君） それでは、11ページの 2 款地方譲与税から、14ページ10款交通安全対策特別交付金まで、こちらを一括して説明させていただきます。

2 款の地方譲与税から10款の交通安全対策特別交付金までは、予算と同額の調定、収入となっております。18年度と比較して大きいものは、12ページをお願いしたいと思います。

13ページ、8 款地方特例交付金が18年度より1,752万2,000円、6.2%の減となっております。これは減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止となったことによります。

それから、14ページの方をお願いしたいと思います。

2 項特別交付金が 1 項の経過措置としまして、19年度から新たに交付されたことによるものでございます。

9 款地方交付税のうち、普通交付税は 1 億6,316万6,000円、3.3%の増となっております。内訳は、臨時財政対策債と過疎債の償還増によるものと、頑張る地方応援プログラムが新たに算入されたことによる増が主なものです。特別交付税につきましては、3 年間の合併支援が終了したことにより6,544万8,000円、18.7%の減となっております。

次の11款からは予算額に対して調定、収入が大きく違っている点、それから収入未済額のある点を中心に説明させていただきます。

11款分担金及び負担金は、予算に対して調定で445万2,531円の増、収入で342万9,756円の増となっております。主なものは、2 節保育料負担金の備考欄の一つ目、保育料負担金が保育料の確定により増となったもので、予算に対して319万3,412円の収入増となっております。

同じく、過年度分では予算に対して67万3,895円の収入増となっております。収入未済額は、保育料負担金の現年度分で 6 世帯、50万4,405円、過年度分で 7 世帯、51万8,370円となっております。現年度分、過年度分ともに滞納している方がいることから、合計で10世帯となっております。

12款使用料及び手数料 1 項の使用料は、予算に対して調定で352万484円の増、収入で16万6,672円の増となっております。

16ページをお願いします。

3 目 1 節環境衛生使用料の備考欄の二つ目、墓地公園永代使用料が、1 区画の予定が 5 区画の供用実績によりまして85万円の収入増となっております。

6 目 1 節住宅使用料が、予算に対し調定で170万7,230円の増、収入では131万5,377円の減とな

っております。内訳は、現年度分で調定では74万5,420円の減、収入で255万2,720円の減となっております。この調定の減少の理由でございますが、14件の転居があり、募集期間の空室によるものでございます。

収入未済額の内訳は、現年度分が180万7,300円、28戸分。滞納繰越分が121万5,307円、5戸分、合わせまして33戸分となっております。

7目1節幼稚園使用料は調定で19万3,500円、収入で13万7,705円の減と、ほぼ予算どおりの収入でございます。収入未済額の内訳は、現年度分が26万1,275円、3世帯、35件。滞納繰越分は3世帯、9件となっております。合わせて滞納者は5人となっております。

3節社会体育使用料が57万21円の収入増となっておりますが、これは備考欄一番下の美郷町総合体育館使用料が、2月・3月の利用実績が大幅にふえたことによります。

18ページをお願いします。

2項手数料は、予算に対して調定で208万6,020円の減、収入で297万720円の減となっております。主なものは、2目2節清掃委託料が321万7,200円の減となっております。これは有料ごみ袋交付手数料の減によるもので、販売の開始が3月中旬となったことと、各家庭における在庫量が予想以上に多かったことによります。

13款国庫支出金では、1項国庫負担金が予算に対し1,300万2,509円の収入減となっております。主なものは、1目1節社会福祉費負担金の保険基盤安定負担金で58万8,004円の減。これは保険税軽減対象被保険者数の実績によるものです。

2節障害者福祉費負担金が619万4,748円の減となっておりますが、これは介護給付費と厚生医療給付費の利用者及び利用日数が下回ったことによるものです。

4節児童手当交付金が555万4,001円の減となっておりますが、これは実績によるものです。

20ページをお願いします。

2項国庫補助金は、予算に対し349万9,000円の減となっております。主なものは1目1節障害者福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金が91万7,000円の増、2節児童福祉費補助金では次世代育成事業推進等対策事業費補助金171万2,000円の増となっております。いずれも実績によるものです。

2目では、2節環境衛生費補助金の浄化槽設置整備事業費補助金、こちらが110基の予定に対し65基の実績であり、導入が少なかったことにより688万6,000円の減となっております。これにつきましては繰越事業の財源として、平成20年度に繰り越すべき繰越明許を設定しているものです。

3目、4目、5目、6目はほぼ予算どおりの収入となっております。

22ページをお願いします。

3項委託金は、予算に対し95万5,954円の減となっております。主なものは1目3節参議院議員選挙委託金が実績により342万3,761円の減と、2目2節国民年金事務委託金が年金問題の事務処理件数の増などにより272万2,807円の増となっております。

14款県支出金1項県負担金は、予算に対し1,176万9,293円の減となっております。1目1節社会福祉費負担金では465万5,380円の減、2節障害者福祉費負担金では351万8,293円の減、4節児童手当交付金が292万5,501円の減となっております。いずれも国庫負担金と同様、実績による減でございます。

2項県補助金では、予算に対し224万5,452円の減となっております。

24ページをお願いします。

2目1節障害者福祉費補助金の備考欄二つ目の障害者自立支援臨時対策事業費補助金が142万8,000円の減で、こちらは激変緩和措置や通所サービスの送迎に対する助成事業所の減によるものです。

4節医療給付費補助金の福祉医療費補助金が826万507円の増となっておりますが、医療費の支払い実績によるものです。

3目2節環境衛生費補助金の浄化槽設置整備事業費補助金で721万9,000円の減、こちらも国庫補助金と同様に実績によるもので、繰越事業の財源として繰越明許を設定しております。

4目と、26ページ5目はほぼ予算どおりの収入であります。

6目中学校費補助金では、学校サポート事業費補助金が日本語支援員の中途退職等により実績で58万4,998円の減となっております。

3項委託金では、予算に対し250万9,701円の増となっております。主なものは28ページ、29ページをお願いします。

6目1節土木総務費委託金のうち、備考欄の一つ目の冬期除雪委託金が217万2,300円の増となっております。これは、昨年度の除雪の出動回数が増えたことによるものです。ほかは、ほぼ予算どおりの収入となっております。

15款財産収入1項財産運用収入では、予算に対し67万5,337円の減となっております。主なものは30ページをお願いします。

2目1節利子及び配当金で73万2,862円の減となっております。これの主なものは、備考欄の一番

下の振興基金預金利子の59万1,245円の減でございます。振興基金の繰りかえ運用が年度を越えたことにより、この利子分が20年度の収入となったことによるものでございます。

2項財産売り払い収入では、予算に対し353万4,706円の増となっております。

1目1節不動産売り払い収入が149万2,925円の増、これは遊休町有地など10件の売り払いを実施したことによるものと、2目1節物品売り払い収入が172万952円の増となっております。こちらは通園バス、バキュームカー、スクールバス等の売り払いによるものです。

16款寄附金は一般寄附1件分、6万円でございます。

17款繰入金は、ほぼ予算どおりの繰り入れとなっております。

2項基金繰入金ですが、32ページをお願いします。

1目財政調整基金繰入金は、こちらは事業等の財源に充当しております。

2目特別導入事業基金繰入金は、肉用牛導入事業の完了した部分の繰り入れで、国に返還するものでございます。

3目百目木地区処分場基金繰入金は、処分場周辺の地下水水質検査に充てたものです。

4目国民健康保険出産貸付基金は、基金廃止による繰り入れです。

18款繰越金は、前年度繰越金でございます。

19款諸収入1項延滞金・加算金及び過料では、予算に対し13万2,142円の増となっておりますが、これは1目の延滞金の実績によるものです。

2項町預金利子は、実績によるものです。

3項貸付金元利収入は、予算に対し調定で68万2,946円の増、収入で250万4,615円の減となっております。

34ページをお願いします。

1目の奨学金貸付金元利収入は、調定が168万1,500円の減、収入で260万155円の減となっております。これは実績によるものでございます。収入未済額が91万8,655円となっております。未納者は8人でございます。

2目高齢者住宅整備資金貸付金元利収入は、調定で236万2,128円の増となっておりますが、これは昨年度からの滞納繰越分236万704円を調定したことによる増でございます。収入未済額が226万8,906円となっておりますが、未納者は5人でございます。

3目から6目までは、ほぼ予算どおりの収入であります。

4項受託事業収入では、予算に対し271万6,393円の減となっております。主なものは36ページ

をお願いします。

2目1節民生費受託事業収入で、277万2,113円の減となっております。これは介護予防事業受託収入が対象人件費1名の減により381万8,013円の増、包括支援事業受託収入が介護用品等支給事業対象者が50人を予定してありましたが、35人の実績と少なかったことにより493万2,626円の減、介護予防サービス計画費収入が要支援者のサービス利用要望が少なかったことにより165万7,500円の減となっているものであります。

5項雑入では、予算に対し調定で2,748万8,921円の増、収入で2,696万56円の増となっております。

3目給食事業収入では、調定で20万6,250円の増、収入で24万8,065円の減となっております。収入未済額が45万4,315円となっておりますが、未納者は19人でございます。

4目過年度収入は、存置2,000円に対し196万4,670円の収入となっております。国庫支出金分が18年度分の保険事業費、児童手当、保育所運営費の収入によるものでございます。県支出金分は、同じく18年度の保育所運営費の収入によるものでございます。

5目雑入は、予算額に対し2,531万7,601円の収入増となっております。収入で大きく違ったものは、備考欄の十番目でございます秋田県市町村振興協会交付金、こちらは宝くじの売上金を財源にして市町村振興のために交付されたもので、予算額より213万6,972円の増となっております。

その3つ下の、再資源収益還元金は古紙などの売却をした収入で、予算額より189万9,651円の増となっております。

その2つ下の周辺環境整備交付金はサテライト六郷の売上金の分で、54万545円の増となっております。

38ページをお願いします。

一つ目の総合健診料は、町の健診の際の健診料で、受診率が見込みを下回ったことにより192万6,900円の減となっております。

その5つ下の放課後児童健全育成事業保護者負担金ですが、こちらでは収入未済額が2万9,000円、滞納者は3人でございます。

次の延長保育事業保護者負担金では、収入未済額が50円、滞納者は1人でございます。

次の一時保育利用料は、収入未済額が4万5,500円となっており、滞納者は2人でございます。

次の秋田県後期高齢者医療広域連合納付金は、派遣職員の人件費分の納付によるもので、全額増となっております。

それから、13下の方に飛びまして、過誤払い返戻金は社会保険加入者の福祉高額医療費返戻金が主なもので、予算が存置の1,000円でありましたので、ほぼ増となっております。

次の大仙美郷介護福祉組合納付金は、こちら派遣職員の人件費分の納付によるもので、全額増となっております。

4つ下の保険料受入金は、町有施設等の共済保険で雪害によるもの2件、雷によるもの4件など合わせて14件分の収入でございます。予算は存置でございましたので、ほぼ増となっております。

20款町債1目総務債の振興基金造成事業債は、合併特例債と地域再生事業債を財源として、4億円の振興基金への積み立てをしております。基金残高は12億円となっております。

2目1節の農村整備事業債では6,400万円の予算に対し、4,950万円の収入となっておりますが、この差額1,490万円につきましては、繰越明許を設定した本堂城回地区の圃場整備の財源として20年度の借り入れとなるもので、ほかは予算どおりの収入となっております。

40ページをお願いします。

一番下の合計の欄でございます。予算総額122億8,888万9,000円に対し、調定額123億8,483万9,689円、収入済額が122億8,123万5,244円、不納欠損額472万3,233円、収入未済額が9,888万1,212円となります。

以上で歳入の説明を終わります。

議長（伊藤福章君） これで、歳入の説明を終わります。

次に、歳出の説明を求めます。

歳出1款議会費、2款総務費について総務課長から順次説明を求めます。

総務課長（深澤 廣君） 41ページからの歳出をご説明いたします。

1款1項1目の議会費でございますが、議員報酬や職員の人件費、また費用弁償などの議会活動に要する経費が主なものでございます。

次のページ、42ページをお願いします。

2目の議会広報費でございますが、議会報と議会だよりの発行に要する経費で、それぞれ4回ずつ発行してございます。

次、2款1項1目の一般管理費でございますが、職員の人件費のほか通常の業務遂行に必要な消耗品等の購入、それから郵送料、事務機器の借り上げ、条例や規則の管理に要する経費が主なものでございます。

45ページをお願いいたします。

2目の行政推進費でございますが、これはISO14001は3年に一度更新のための審査を必要としますが、それに要した経費、また21年度から導入を予定しております目標管理制度の研修に要した経費が主なものでございます。

次の3目の文書広報費でございますが、町の広報紙とお知らせ版の発行に要した経費で、広報紙・お知らせ版ともに毎月1回ずつ発行してございます。

出納室長（深澤章一君） 続きまして46ページになります。

4目の会計管理費でございますけれども、主に人件費で、ほぼ予算どおり執行しております。以上です。

総務課長（深澤 廣君） 5目の財産管理費でございますが、これは3つの庁舎の維持管理費や庁舎内の諸設備の保守点検、また町有林等の財産の管理に要する経費が主なものでございます。

48ページをお願いいたします。

17節土地購入費でございますが、これは旧六郷町の上鍵田と旭町における用地取得や宅地造成に要した経費で、県土地開発公社に対する償還金でございます。償還は平成24年度まで続きますが、平成21年度からの4年分、2,050万円を繰り上げ償還してございますので、その分も含まれてございます。

次の6目企画費でございますが、総務課関係ですが予約制タクシーの試験運行に向けた諸準備費、飯詰駅の管理運営費、生活パス運営費補助金の支出が主なものでございます。

商工観光交流課長（小林宏和君） 商工観光交流課関係でございます。

地域間交流事業といたしまして、4自治体との交流を深めてございます。

次のページです。19節補助金におきましては、大田区側の事情によりまして交流事業が休止となり、地域間交流会補助金を減じておりまして、52万8,000円の不用額を出したようでございます。

それから、同じく19節定住促進奨励金につきましては7件の実績がございまして、補助金を交付してございます。以上でございます。

企画財政課長（小原正彦君） 次に企画財政課関係ですけれども、美郷町総合計画の町民アンケートを実施し、今後のまちづくりや実施計画策定の基礎資料としております。

次の7目電子計算費でございます。電算システムネットワークシステムの維持管理に努めたほか、情報システム強化費として耐用年限に達していたパソコン23台の更新を実施し、事務効率の改善に努めております。以上でございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 続きまして8目の交通安全対策費でございます。

主なものは交通指導隊員の報酬、費用弁償であります。交通安全関係団体との連携により、交通安全意識を図るための経費でございます。

また16節の原材料費でございますが、カーブミラー等交通安全施設資材の在庫がございまして、それを使用させていただきましたので不要となったものであります。

続きまして52ページ、9目防犯対策費でございます。防犯対策にかかわる経費でございます。主なものは防犯指導員の報酬、費用弁償と、防犯灯の電気料、修繕料及び工事費でございまして、犯罪の未然防止に努めた経費でございます。以上です。

商工観光交流課長（小林宏和君） 続きまして10目諸費でございます。13万6,000人の入場がございましたサテライト六郷ですが、場外車券場安全対策協議会を開催しまして交通、防犯、周辺環境の安全対策に努めたところであります。以上です。

社会教育課長（泉谷隆雄君） 53ページ、11目国体準備費でございます。

国体につきましてはご承知のとおり、自転車競技・バドミントン競技の2種目が当町で開催されてございます。大会の実施に当たりましては、実行委員会と協議役員が中心となりましたが、大会をサポートするボランティア、国体協力会、児童・生徒など町民一人一人の力が結集され、成功裏に幕を閉じることができました。また、大会運営、民泊事業等の高い評価を通じまして美郷町を全国にPRできたものと受けとめてございます。

実行委員会補助金から3,536万円の不用額が出てございますが、これは看板印刷物、物品購入に当たりまして入札した結果安く購入できたことと、旅費の支出、タクシー輸送の実績が少なかったことなどが主な理由でございます。以上です。

税務課長（藤原茂夫君） 2項1目の税務総務費であります。次のページにかけてですけれども、ここでは人件費のほかは事務的経費であります。

次のページになります。

2項2目の賦課徴収費であります。ここでは賦課徴収業務に関連しました経費で、電算処理委託業務と電算機借り上げのほか、納税貯蓄組合に対する経費が主なものであります。

13節委託料の不用額は、固定資産標準値評価委託料の見積もり差額と、固定資産現況調査確値データの過剰修正委託料で、これは旧町村で制度に隔たりがあるために全町を統一したシステムの移行を検討しているため、今回委託業務を見合わせたものであります。以上であります。

住民生活課長（高橋 潔君） 3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

主なものは、戸籍及び住民基本台帳にかかわるコンピューター等の機械器具の保守料と借り上げ料でございます。以上です。

総務課長（深澤 廣君） 56ページをお願いいたします。

4項1目の選挙管理委員会費ですが、これは委員の報酬及び費用弁償が主なものでございます。

2目の選挙啓発費ですが、これは明るい選挙推進協議会委員に対する各種事業への参加報償が主なものでございます。

3目の参議院議員選挙費、それから4目の秋田県議会議員一般選挙費、それから次のページ5目の秋田県七滝土地改良区総代総選挙費につきましては、それぞれの選挙の執行に要した経費でございます。

企画財政課長（小原正彦君） 次の5項統計調査費でございますが、2目の指定統計費は工業統計初め2つの指定統計のほか、住宅土地統計調査の調査区設定事務等を実施しております。ほぼ予算どおりの支出でございます。以上です。

総務課長（深澤 廣君） 次の6項1目の監査委員費でございますが、これは委員の報酬及び費用弁償が主なものでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） 次に3款民生費について、福祉保健課長から順次説明を求めます。

福祉保健課長（辻 一志君） それでは60ページ、3款1項1目の社会福祉総務費からご説明いたします。

社会福祉総務費ですが、一斉改選などのための民生委員の推薦会の開催や、献血事業による安全な血液の確保を図ったほか、地域で活動する福祉団体に対する助成を通じて地域福祉活動の推進と強化を図っております。

献血事業や団体助成の内容については、事業概要書25ページから30ページにございます。

なお19節の一番下、コンビニ型保健福祉サービス事業費ですけれども、単年度事業として行った社会福祉協議会に対する補助金でございます。中心市街地の空き店舗を活用した福祉サービス拠点の改修費用で、総合的な保健福祉サービスを提供する施設として昨年9月に完成し、社会福祉協議会により管理・運営されております。

また21節の扶助費でございますけれども、61ページ一番下でございますが、福祉灯油購入費助成事業でございます。灯油高による生活への影響が大きいと考えられる低所得世帯のうち、特に支援の必要な高齢者世帯など家計の負担を軽減することにより、福祉の向上を図っております。対象世帯1,000世帯と見込んでおりましたけれども、冬期間不在となる単独高齢者世帯などもあつ

たために108万円が不要となっております。これにつきましても、対象世帯と世帯数については概要書31ページにございます。

1目については扶助費を除いて、ほぼ予算どおりの執行となっております。

次のページ、障害者福祉費でございます。障害者自立支援法に基づきまして、障害者の自立した生活を支えるための支援や、社会参加の促進を図るなど障害者福祉の向上のため各種の事業を実施しております。主な事業ですけれども、障害者サービスの利用のための障害程度区分の認定審査や、支給決定に関する業務、自立支援給付金の支給、それから相談支援事業、日常生活用具給付事業といった地域生活事業などを実施しております。

自立支援法の施行前の旧体系のサービスについては、施行後5年以内に新体系に移行という経過措置があることから、認定審査や各事業者の意向に合わせて進めておりますので、19年度見込みより新体系への移行事業者が少なかったため、1節の認定支援審査会委員の報酬や12節の主治医意見書作成手数料などの事務経費に不用額が生じております。

なお、昨年度中に新体系に移行した町の関係の入所施設は、由利本庄市の心身障害者コロニー、あと秋田市の厚生訓練センター、高清水園、阿桜園など4施設となっております。

20節の扶助費の不用額ですけれども、自立支援法により通所施設の利用が、月額制から利用日数による日額制になった影響のほか、新体系の日中活動系サービスである生活介護利用者の新規利用者などを見込んでおりましたけれども、制度開始間もないということで旧体系でのサービスを継続した施設が多かったことによります。また、更生医療や日常生活用具給付においても、給付実績により不用額が生じております。

そのほか町の単独事業として、透析のため通院の必要な障害者36名に対し、月額6,000円を支給し交通費の負担の軽減を図っております。

次に3目高齢者福祉費でございます。主な事業といたしましては、8節などの敬老会や金婚を祝う会の開催、次のページの13節、要介護状態にならないための予防事業や、地域での自立を支援する緊急通報装置付きの触れ合い安心電話の設置、配食サービス、生きがい活動としての通所サービス事業などを実施いたしました。

また19節では、広域で運営する介護保険事業の負担金約2億6,000万円、それから六郷仙南福祉会の特別養護老人ホーム建設費償還金2,200万円、大仙美郷介護福祉組合の負担金5,000万円を支出し、介護が必要となった高齢者への必要なサービスを提供するとともに、家族などの介護負担の軽減を図っております。

そのほか21節扶助費では、重度の要介護者を在宅で介護している介護者に手当を支給し、心身の負担や経済的負担の軽減を図ったほか、はり・きゅう・マッサージの施術券交付や、温泉無料入浴券交付などにより健康増進事業など、いろいろな事業を組み合わせながら高齢者が地域において健康的な生活を送るための支援や生きがいづくり事業、要介護者を抱える家族への支援、また広域圏での介護保険事業などを実施しております。事業ごとの利用者数など事業の細かい概要につきましては、事業概要書の方の35ページから54ページをごらん願いたいと思います。

主な不用額ですけれども、8節報償費では長寿祝い金に不用額が生じております。また、11節の需用費については、敬老会や金婚を祝う会の参加者実績により食料費、印刷製本費に不用額がございます。

それから13節の委託費ですが、先ほど歳入でもご説明いたしましたとおり、不用額となったのは主に広域介護保険事務所からの委託による介護認定を受けていない方への予防事業や、介護用品支給などの任意事業でございます。

そのほか高齢者等の支援事業として、シルバー人材センターに委託して掃除等の軽度の生活援助、除排雪事業などを行っておりますけれども、実績により80万ほどの不用額となっております。

それから19節の負担金補助金では、養護老人ホームの措置費で、退所者があったことで624万円等不用額となっております。

それから、19節の一番上の方で補助金というのがございますけれども、これは677万1,000円ですが、昨年度法人化したシルバー人材センターへの補助でございます。また、扶助費では介護者支援事業に391万円の不用額が生じてございます。介護者支援事業では、要介護4・5や重度の障害者で介護施設に入所していない方として120人分を予算化したところですが、入院などにより実際の支給対象者が月平均100人ほどだったことから、不用額が生じたものでございます。

また、はり・きゅう・マッサージ助成でも実績により114万5,000円が不用額となっております。続いて、4目医療給付費でございます。

福祉医療関係の事務費や医療費、後期高齢者医療制度の準備経費、それから老人保健関係の事務費、老人保健、国民健康保険特別会計への繰出金支出が主なものでございます。町が行う医療保険制度の安定的運営と、乳幼児や障害者など福祉医療対象者への自己負担額分の給付により、心身の健康の保持と生活の安定を図っております。

主な不用額ですけれども、12節お願いいたします。66ページです。

12節では、福祉医療の件数が見込みより少なかったことにより事務手数料で約30万円の不用額

となっております。

また13節の電算処理委託料という項目、約4,050万円という項目がございますが、これは後期高齢者医療制度のためのシステム開発費と、国保のシステム改修に要した費用でございます。

またその下にございます事務事業委託料ですけれども、後期高齢者医療受給者証の郵送の際、配達記録付きの郵便で利用したものでございます。

19節後期高齢者医療広域連合に対する負担金のうち、人件費分が見込みより減額となったことにより不用額がございます。

それから、20節扶助費では福祉医療の実績によるものでございますが、町の拡大分はほぼ予算どおりでございましたけれども、県の制度による分で348万円の不用額が生じてございます。

それから28節の繰出金ですが、老人保健で約3,000万円、国保で約1,000万円が不用額となっております。老人保健については特別会計の医療費実績によるほか、基金から19年度分として過払いがあったため、今議会精算のため補正をお願いしているところでございます。

また国保については、保険基盤安定繰出金や出産育児一時金の実績によるものでございます。

福祉医療費の決算額では、前年度に比べ県の制度に基づく分で7.4%、町の拡大分で5.9%医療費が増加してございます。

次の3款2項1目児童福祉総務費でございます。67ページです。

ここでは要保護児童対策地域協議会の委員報酬のほか、国庫児童館事業を行い、要保護児童への早期の支援による深刻な事態への防止と、児童の健全育成を図っております。事業の実施状況については、児童館事業については概要書56ページ、児童相談活動については57ページに内容を記載してございます。

なお、昨年度中の児童相談の主なものでございますけれども、虐待がそのおそれがあると思われるものも含めて14件、性格や行動に関する相談が4件、言葉の発達に関する相談3件など31件ございまして、虐待相談の中身としてはネグレクト、いわゆる養育放棄と見られるものが6件、身体的な虐待が4件などとなっております。横手市にございますが南児童相談所や福祉事務所、地域の民生委員の方々と連携を図りながら対応しているところでございます。

それから、2目児童手当でございますが、19年度からの子育て世代の経済的負担軽減策として、出生順位にかかわらず3歳未満の乳用児に対する手当額が一律1万円になったこと等により、前年度決算に比べ16.8%の増となっております。

3目ですが、ひとり親家庭に対する支援で小中学校の卒業生50人に対して激励品を送っており

ます。

それから4目の中に、もとだて児童館関係の施設管理経費がございますが、電気・水道などの使用料や消防設備などの法定点検等の施設管理経費で186万ほどを支出してございます。なお、そのうち91万2,450円については児童館の屋根塗装に要した経費でございます。以上です。

幼児教育課長（澁谷陽嗣君） 幼児教育課関連です。

4目ですが、町内3つの保育園の運営費です。正職員の人件費、それから臨時職員の賃金等が大部分を占めております。

ほかに主なものは11節の給食の賄い材料費、13節の給食調理業務委託料などが大きな金額になっています。

そして同じく13節の保育業務委託料では、16名について大仙市と横手市に広域入所の委託をいたしました。

また、施設的环境整備事業としては15節になります、70ページですね。六郷保育園のプール及び屋根の塗装工事、それに同園の遊戯室に暗幕取りつけ工事を実施しております。

なお不用額の金額の大きいものですが、ページ戻りまして需用費、11節では年間を通した給食数の減による賄い材料費の低廉化と、保育材料の一括購入などによって経費の節減を図ったことによります。

また、13節では給食調理業務委託料の精算で不用額が生じております。

これらのことによって、保育が必要なすべての児童に対して安全で質の高いサービスの提供が可能でありました。

70ページの5目であります。

子育て支援にかかわる経費ですが、ここでも正職員の人件費及び臨時職員の賃金が大半を占めております。

ほかに主なものとして、11節の食糧費があります。これは放課後児童クラブのおやつ代に支出しております。

それと、20節ではゼロ歳児に対する乳児養育支援金として、278人に支給しました。

なお不用額の多い7節につきましては、児童の利用人数、そして学校の下校時間に合わせて指導員を効率的に配置して節減を図ったものです。

これら経費の支出によりまして、在宅で保育に当たる保護者や児童に対する子育て広場の開設、それから保護者の事情による幼児の一時保育や延長保育、そして放課後児童クラブ、こういった

業務を提供しております。以上です。

住民生活課長（高橋 潔君） 3項1目国民年金事務費でございます。72ページをお願いいたします。国民年金事務にかかわる経費でございます。

続きまして、4項1目災害救助費でございます。火災等による罹災世帯に対する見舞金3件分であります。以上です。

議長（伊藤福章君） これにて10分間休憩します。

（午前10時58分）

議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時08分）

議長（伊藤福章君） 次に4款衛生費について、福祉保健課長から順次説明を求めます。

福祉保健課長（辻 一志君） それでは72ページお願いいたします。事業概要書の方も同じく71ページからになります。

4款1項1目の保健衛生総務費ですが、主な支出は保健センターの管理費、健康づくりや生活習慣改善事業、食育事業、心の健康づくり事業に要する経費でございます。病気と生活習慣の関係とか、心の健康などについて周知を図り、住民みずから健康管理能力を高め、健康的な生活が送られるよう事業を実施してございます。

そのほか健康づくり団体補助により、地域での健康づくり活動に対する支援を行ったほか、広域市町村圏組合に対する負担金などがございます。

主な不用額ですけれども、8節の報償費では心の健康づくり事業について、講師を招いてのメンタルヘルスサポーター養成講座の開催や、心の面接相談を実施いたしましたが、19年度につきましては県との共催で実施できることになり、町の負担が少なくなったことなどにより不用額が生じてございます。

また11節は保健福祉センターの電気・ガスなど光熱水費の実績によるものでございます。

その他については、ほぼ予算どおりの執行となっております。

次のページ、2目の予防費でございますが、事業概要書では75ページ以降になります。

老人保健法や母子保健法、予防接種法に基づき総合健診や乳幼児検診、妊婦健診、予防接種な

どを行い、住民の健康の維持増進と医療費の適正化に努めてございます。

主な不用額ですけれども、13節の委託料ではそれぞれの健診実績が見込みを下回ったことにより、不用額がございます。成人健診では基本健診のほか、乳がん、子宮がんといった婦人科健診が受診率低下の傾向にございますので、またその他のがん健診も受診者が固定化する傾向にございますので、死亡率の減少に有効であるがん健診の受診については、広報や健康教育活動を通じて新規受診者の増加を図っていきたいと考えております。

また、昨年度県北を中心に発生した麻しんの予防のため、未接種者に対して緊急に実施した接種助成事業ですけれども、未接種や接種不明として把握した対象者に接種済みの方もあったため、不用額が生じてございます。なお、麻しんについては各自治体の取り組みもあって、県南地区に感染が拡大することなく沈静化しております。

それから14節ですけれども、乳幼児健診などで医師の送迎用タクシーの借り上げ料でございますが、自家用車で来られる医師の方が多く、不用額が生じてございます。

予防費については以上です。

住民生活課長（高橋 潔君） 続きまして、3目環境衛生費でございます。

76ページをお願いいたします。

水環境保全条例制定のため、検討委員会の委員報償、最終処分場とその他周辺並びに河川等の水質調査委託、犬の登録及び狂犬病の注射に関する経費、墓地公園管理、その他広域斎場の負担金とその使用に伴う負担金でございます。

続きまして、2項清掃費でございます。

主なものとしまして、19節の大仙美郷環境事務組合の負担金がございますが、ごみの有料化に向けた住民説明会や販売店に対する説明と、その態勢づくりに関する経費でございます。以上です。

建設課長（鈴木 隆君） 3項1目簡易水道費でございますが、19節は水質確保のため本堂地区、長面地区、上本郷地区の水道利用組合の水質検査料の補助でございます。

28節は事業債の償還及び事業の円滑な推進を図るため、簡易水道特別会計への繰出金でございます。

議長（伊藤福章君） 次に、5款労働費について、商工観光交流課長から説明を求めます。

商工観光交流課長（小林宏和君） 5款労働費でございます。

78ページをお願いいたします。

予算では出稼ぎ就労者数を185名としておりましたが、実績は164名でございました。各節に不用額が生じてございます。

見舞金の支給となる事象はございませんでした。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 次に、6款農林水産業費について、農業委員会事務局長から順次説明を求めます。

農業委員会事務局長（小野寺光廣君） 78ページでございます。

6款1項1目農業委員会費ですが、農業委員会の所掌事務である農地法、農業経営基盤強化促進法、農業者年金基金法、その他法令による事務事項の処理に要した経費であり、地域農業経営の安定に努めてまいりました。以上でございます。

農政課長（照井智則君） 続きまして79ページをお願いいたします。

2目でございます。農政課職員の人件費と事務費が主なものでございます。

続きまして80ページをお願いいたします。

1項3目農業振興費でございますけれども、農業振興に要する経費で、水田農業の確立、ブランド品目の作付拡大、水田経営所得安定対策への対応、担い手の確保・育成、地産地消の推進が主なものでございます。

7節は転作の現地確認とふれあいセンターの賃金が主なものです。

11節、12節、13節、14節は町で建設した直売所4施設とふれあいセンター、六郷交流センター、仏沢交流施設の合計7施設の管理に要する経費が主なものでございます。

15節工事請負費は、六郷交流センターの水道接続工事で要した経費です。

19節は米の生産調整に関する施策の補助金、集落営農組織等への設立助成金、ブランド品目への補助金、夢プラン応援事業、中山間直接支払交付金などが主なものでございます。

なお不用額でございますけれども、19節につきましては振興センターの防除費補助の減額と、利子補給事業と町単独事業の精査によるものでございます。

続きまして82ページをお願いいたします。

1項4目でございます。畜産の振興に要する経費で、防除予防対策、尿処理施設の維持、優良和牛の品種の導入が主なものでございます。

11節需用費、12節、13節、16節、これらはアクティセンターの維持管理に要した経費が主なものでございます。

19節は、2カ年継続で建設中の堆肥処理施設建設のための平成19年度分の町の負担金でござい

ます。

なお、23節は特別導入事業の国費分の基金を国に返還したものでございます。

24節は、堆肥センターの運営母体となりました株式会社美郷の大地への出資金です。

84ページをお願いいたします。

1項5目でございます。農村整備に要する経費で、土地改良施設の保全、大区画圃場整備の推進、水路等基盤整備が主なものでございます。

7節賃金、11節、13節、14節は土地改良施設、農村公園等の管理経費が主なものでございます。

19節は大区画圃場整備実施4地区への事業負担金、土地改良事業償還金や繰り上げ助成、水路基盤整備への負担金、土地改良団体への助成、農地・水・環境保全向上対策への負担金が主なものでございます。

28節は農業集落排水特別会計への繰出金です。

なお19節の繰越明許費でございますが、本堂城回地区担い手育成基盤整備事業の当初計画事業費が大幅に下回ったため、負担金1,494万円を20年度に繰り越ししてございます。

税務課長（藤原茂夫君） 6目の国土調査費であります。

次のページにかけてですけれども、ここでは人件費のほかは、現地調査では金沢西根地区の0.54平方キロメートルを現地調査しております。以上です。

農政課長（照井智則君） 続きまして87ページをお願いいたします。

2項1目林業費でございます。林業の振興に要する経費で、森林の多面的機能の維持増進、地域造林の育成、松くい虫防除対策が主なものでございます。

13節は、松くい虫防除及び被害木の伐倒燻蒸の委託料が主なものでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） 次に7款商工費について、商工観光交流課長から説明を求めます。

商工観光交流課長（小林宏和君） 7款1項1目です。88ページをお願いいたします。

商工総務費は、職員人件費と町PRのためのポスター、チラシに要する印刷費、それから全国、県、広域的に連携が必要な諸団体への負担金が主たるもので、ほぼ予算どおり執行してございます。

次に2目商工振興費、これは89ページであります。

13節は全国から来町いたしました国体の選手・監督へ贈答したまるごとパックがございまして、その箱の制作費でございます。

それから19節では、空き店舗対策事業費といたしまして3店舗へ支出してございます。

ほか商工会等支援、中小企業支援、企業誘致推進は各事業は予算どおり執行してございます。

また地販地消推進におきましては推進計画が策定され、現在各種取り組みが始まっているところでございます。

それから3目観光費でございます。90ページをお願いいたします。

観光予算の構成ですが、大台野広場、それから雁の里山本公園等の施設管理費と、ラベンダーまつりなどの各種イベント、それから観光団体の補助金、観光ルート整備としての町並み環境整備が主たるものですが、不用額の特に大きいものですが、これは観光施設の維持管理におきまして、公園管理の頻度等節減を図ったことによるものでございます。

平成19年度の観光客入り込み数ですが、124万8,000人と推計されてございます。

続きまして、92ページをお願いいたします。

4目温泉施設費でございますが、町内3温泉の維持運営に要する経費を支出してございます。千畑温泉につきましては11節の光熱水費、それから送水ポンプの修繕費を支出してございます。六郷温泉につきましては、18節の除雪機更新経費、それから仙南温泉につきましては直営のため、2節から19節にわたり運営費を支出してございます。住民の健康増進、憩いの場の提供に寄与してございます。利用者数でございますが、3施設合計で38万7,247名となっております。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 次に8款土木費について、建設課長から順次説明を求めます。

建設課長（鈴木 隆君） 93・94ページでございます。

8款1項1目土木総務費でございますが、人件費のほか地下水の保全のための涵養池及び地下水位計設置に係る経費が主なものでございます。涵養池は4カ所、水位計は6カ所設置されております。

94ページ、2項1目道路橋梁総務費でございますが、本目の主なものは13節の一級・二級町道見直しによります道路台帳作成業務委託料と、19節の各種協議会等への負担金でございます。なお、不用額につきましては13節の請負差額でございます。

次に95・96ページでございます。

2目道路維持費でございますが、町道の維持及び除雪作業、除雪機械整備に要した経費であります。冬期交通の確保に努めました。

19節の工事費といたしましては、パッチング、白線の路面表示のほか集中豪雨によります側溝・路肩復旧工事でございます。除雪車の一斉出動は29回となっております。なお不用額の主な

理由でございますが、除雪費につきましては2月に補正をお願いしたところでございますが、2月下旬からの降雪が当初予想より少なく、除雪車の出動回数が少なくなったためによるものでございます。

続きまして、96ページ・97ページでございます。

3目道路新設改良費でございます。これにつきましては町道25路線、件数にいたしまして31件の道路改良舗装工事を実施し、交通の利便性や歩行者の安全性の向上を図っております。経費につきましては、工事に伴う支出が主なものでございます。また不用額につきましては工事費、測量委託料等、請負差額が主なものでございます。

続きまして97ページ、98ページでございます。

3項1目河川総務費でございますが、これは主に19節のちょうど中ほどに記載してございますが、河川愛護団体9団体の補助金を交付いたしました。河川の環境維持及び適正管理に努めたものでございます。

15節の工事費については、下荒井地区の河床工事を実施しております。

次に4項1目都市計画総務費でございますが、これは協会負担金や書籍代が主なものでございます。

2目都市公園費でございますが、建設課といたしましては19節の公園施設管理委託料、町内9カ所の管理を業者委託しております。またこの不用額につきましては、この請負差額による不用額でございます。

商工観光交流課長（小林宏和君） 続きまして、商工観光交流課関係でございます。

千畑カントリーパーク整備事業といたしまして、ラベンダー園内の散策路、それからあずまや1棟を整備し、憩いの場充実に努めてございます。なお平成10年に着手いたしました本事業は、平成19年度をもって完了となりました。以上でございます。

建設課長（鈴木 隆君） 続きまして99から100ページでございます。

5項1目下水道費につきましては、19節の合併浄化槽水質検査への5,000円の補助金984戸分と、合併浄化槽設置補助金65基分を交付いたしまして、水質汚濁防止による生活環境の向上に努めております。

28節は事業債の償還及び事業の円滑な推進を図るための下水道事業特別会計への繰出金でございます。不用額の主な理由でございますが、浄化槽水質検査補助金の交付申請が7割ほどにとどまったためによるものでございます。

6 項 1 目住宅管理費でございますが、町営住宅の適正な維持管理のために要した修繕料、水質検査、水道施設管理委託経費であります。

主なものといたしましては、11 節に後三年駅前住宅の修繕料がございます。また、13 節では安楽寺、上鍵田住宅の耐震診断及び安楽寺・小安門住宅の湿気改善のための調査委託料があります。

次に、2 目住宅建築費についてですが、塚 地区に町営住宅 3 棟を建築いたしまして、住宅困窮世帯の解消と定住促進を図っております。本目につきましては、建築工事及び外構工事に伴う経費が主なものであります。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 次に、9 款消防費について住民生活課長から説明を求めます。

住民生活課長（高橋 潔君） 9 款消防費でございます。101 ページになります。

1 目常備消防費でございます。広域消防への負担金であります。

次のページになります。2 目非常備消防費でございます。主なものは消防団員への報酬、訓練や災害出動時の費用弁償であります。

続きまして、3 目は消防施設費でございます。消防施設の維持管理にかかわる経費でございます。15 節の工事請負費は、六郷地区にコミュニティーセンター、消防センター 1 棟建設と、六郷東部地区簡易水道事業に伴いまして、消火栓を 12 基設置しております。

次に 4 目水防費でございます。104 ページをお願いいたします。水防のための訓練や水害警戒出動による費用弁償でございます。15 節の工事請負費は水防倉庫に移転に伴いまして、旧施設の解体並びに新施設の改装工事になります。以上です。

議長（伊藤福章君） 次に、10 款教育費について学務課長から順次説明を求めます。

学務課長（高橋 薫君） 1 項 1 目ですが、これは教育委員会の会議運営に要する経費で、委員報酬、費用弁償等が主なもので、教育事務の円滑な運営と管理に努めてございます。

2 目の事務局費ですが、主なものといたしまして職員人件費と教育委員会事務局、通常事務の運営経費及び不審者対策、教育相談に要する経費を支出してございます。また、少子化の影響による児童生徒の減少と、将来の見通しを考慮しながら、適正な学校規模のあり方や学校再編を視野に入れた学校の将来構想について検討しており、その事業費を支出してございます。

次のページ、3 目教育助成費ですが、個別支援を要する子供への生活支援や複式授業サポート講師等を配置した経費を 7 節より、11 節・12 節・13 節よりスクールバス運行に要した経費、また経済的に支援を要する要保護・準要保護の児童・生徒に要する経費を 20 節、奨学資金の貸付金を 21 節より支出してございまして、教育における経済的負担を軽減することによりまして教育の機

会均等を図ることに努めてございます。

次に4目の外国青年招致事業費ですが、これは中学校に配置している英語指導助手に要した経費で、8月より民間委託に変更し、より効率的・効果的な英語学習活動が可能な態勢づくりに努めてございます。

次のページでございます。2項1目の学校管理費ですが、これは各小学校の運営管理の経費と、教育環境の整備に要した経費でございます。環境整備といたしまして13節、15節でございますが、六郷小学校受変電設備改修、仙南西小学校の体育館外壁改修、金沢小学校の管理棟の屋上の改修等を行ってございます。

なお11節の不用額ですが、これは18年度と比べまして暖冬だったこともありまして電気料、灯油代等の校舎の維持管理の経費が残ったということでございます。

次のページ、2目ですが総合学習や学校行事に関する経費と、情報支援に要する経費を支出してございまして、教育の振興に努めてございます。主な支出といたしまして、総合学習時の指導者、講師の謝礼、消耗品、パソコン機器の借り上げ等でございます。

次に3項1目の学校管理費ですが、これも各中学校に要した経費で、小学校同様に施設環境の充実と学校運営を円滑に行うために支出した経費でございます。環境整備といたしまして、13節の設計監理委託料、次のページ15節工事請負費ですが、千畑中学校グラウンド改修、仙南中学校ダムウェータの改修を行っております。また、3カ年継続事業といたしまして、六郷中学校の大規模改造工事を実施してございます。19年度末の工事出来高でございますが、46%でございました。

次に2目の中学校に関する教育振興費ですが、これも小学校と同様に総合学習や学校行事、情報支出に要した経費を支出したものでございます。主な支出といたしましては、11節の総合学習や学校行事に要する消耗品、次のページですが14節のパソコン機器の借り上げ等でございます。

幼児教育課長（澁谷陽嗣君） 4項1目ですが、これは3つの幼稚園の運営経費です。人件費等のほか、主なものは11節になりますが、ここでは3園の教材を一括購入するなどそれぞれの経費の項目で節減に努めた結果の不用額となっております。

次のページですが、13節、ここでの不用額は給食調理業務委託料の精算によるものです。

これらの経費の支出によりまして、保育園と一体になった認定こども園としての機能を十分に発揮して就学前教育の提供をしております。以上です。

社会教育課長（泉谷隆雄君） 続きまして5項1目社会教育総務費でございます。こちらは社会

教育関係の主要事業が盛り込まれてございますので、実施内容につきまして簡単にご説明申し上げます。

初めに家庭教育事業でございますが、就学前の子供を持つ親に対する子育て講座の開催、全町の中学2年生を対象にした思春期にちなんだ講演会などを開催してございます。

青少年教育事業といたしましては、小学生を対象に長期休みの期間中、さまざまな体験学習を実施してございます。

成人教育事業といたしましては、生涯学習の推進ということで初心者向けの講座を21講座開設し、述べ88名の方々から受講していただいております。

高齢者教育事業につきましては、いきいき大学を中心に展開してございます。伝統行事継承事業ということで、六郷の舟ッコ流しを実施してございます。中学生海外研修事業が1月にオーストラリアで行われ、17名が参加してございます。芸術文化事業といたしまして映画上映、自衛隊音楽コンサート、美郷フェスタ生涯学習展を開催のほか、学友館では特別展を4回開催してございます。成人式につきましては3地区行動で257名の方々が出席して行われてございます。

117ページをお願いいたします。

2目の図書館費でございますが、こちらは町内の図書館・図書室の管理運営、事業実施に要した経費でございます。主な事業といたしまして新規図書の購入、ブックスタート事業、読書感想文の発行など計画どおり実施して、読書活動の推進を図ってございます。

次の118ページ、3目の文化財保護費でございますが、こちらは町内の文化財の保護・管理、発掘調査に要した経費でございます。本堂城回地区の圃場整備に伴う発掘調査では、約4,000平米発掘してございます。内容につきましては現地報告会を開催するなど報告書を作成し、公開してございます。また文化財マップを作成し、国体等で活用してございます。

次に4目社会教育施設費でございますが、こちらは3地区の公民館、交流センター、学友館、東嶽邸、郷土資料館の施設運営、管理に要した経費でございます。老朽化した施設も多く抱えてございますが、利用者数も多いわけでございますので、危険箇所がないよう点検整備に配慮して、管理運営に努めてございます。

121ページ、6項1目保健体育総務費でございますが、こちらはニュースポーツ、水泳、スキー教室の開催経費、町民体育大会の経費のほか、体育指導員の活動経費やスポーツ少年団、体育協会の育成補助に要した経費が主なものでございます。スポーツ団体の育成に努めるとともに、スポーツを身近なものとして親しめる機会を提供し、体力と健康づくりの意識の高揚に努めてござ

います。

19節の不用額でございますが、スポーツ振興事業団に対する補助金が、決算の結果686万円返納されてございます。これは国体などにより収入が伸びたこと、歳出面で人件費や光熱水費、燃料費などの節約に努めた結果によるものでございます。

123ページをお願いいたします。2目の保健体育施設費でございますが、こちら町内体育施設、体育館、野球場、プール、テニスコート、武道館の管理運営に要した経費でございます。

124ページお願いいたします。主な工事といたしましては、プールパークせんなんの膜屋根改修工事、六郷体育館給水設備、下水道接続工事、六郷プール塗装工事、六郷野球場電気工事で、それぞれ計画どおり実施してございます。以上です。

学務課長（高橋 薫君） 3目の学校給食費ですが、19年度より名称を新たに北学校給食センター・南学校給食センターという2センターでの対応となってございまして、その運営と管理に要した経費を執行してございます。子供たちへの安全・安心な給食提供に努めてございます。

主なものといたしましては、11節の給食材料費、13節の調理員の経費として給食業務委託料を支出してございます。また、給食配送車1台を更新しまして、新たに車庫を建築してございます。

なお、委託料の不用額でございますが、給食業務委託先の美郷町学校給食協会職員の退職や、協会の消費税が不要となったため生じたものでございます。

議長（伊藤福章君） 次に、11款災害復旧費について農政課長から順次説明を求めます。

農政課長（照井智則君） 126ページをお願いいたします。

11款1項1目でございます。農林水産業施設の災害復旧に要する経費でございますが、19年度は該当する農業災害はなく、全額不用額としております。以上です。

建設課長（鈴木 隆君） 2項1目公共土木災害復旧費でございますが、これは道路凍上災害によります舗装復旧工事を実施し、通行の安全を確保したものでございます。暁線など3路線、5件の工事に伴う経費が主なものでございます。

なお不用額につきましては、請負差額でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 次に、12款公債費から14款予備費まで、企画財政課長から説明を求めます。

企画財政課長（小原正彦君） それでは、12款公債費でございます。これは町債の償還元金及び利子となっております。

1目元金の繰り上げ償還元金は、繰り上げ償還に係る財政健全化計画に基づいて5件分の繰り上げ償還を実施しております。その償還分でございます。

2目利子の繰りかえ運用利子は、歳計現金の不足のために一時的に基金より借り入れをした際の利子分となっております。不用額につきましては、一時借り入れの際の繰りかえ運用分となっております。

128ページをお願いします。

13款2項基金でございますが、基金に積み立てをしたものでございます。内訳は財政調整基金が5億6,714万6,000円、残高が9億900万となっております。減債基金が200万、残高が2億7,800万、振興基金4億の積み立てをしております。残高が12億円となっております。

14款予備費は、緊急の支出及び予算に不足を生じた支出35件に充当してございます。

歳出の合計でございますが、予算額122億8,888万9,000円に対し、支出済額118億179万3,870円、継続費逓次繰り越し、こちらは大規模改修による663円の繰り越しとなっております。繰越明許費でございますが、本堂城回地区の圃場整備支援事業費、合併浄化槽設置導入促進事業費、合わせて4,106万4,000円の繰り越しとなっております。不用額は4億4,603万467円となっております。

次の130ページをお願いします。

平成19年度の実質収支に関する調書でございます。単位は千円となっております。歳入総額122億8,123万5,000円、歳出総額118億179万4,000円、歳入歳出差引額4億7,944万1,000円、継続費逓次繰越額1,000円、繰越明許費、こちらは繰り越し事業をした合併浄化槽と圃場整備事業の一般財源分でございます、1,223万3,000円。翌年度へ繰り越すべき財源が、合わせまして1,223万4,000円でございます。実質収支は4億6,720万7,000円となっております。

この金額につきましては、本定例会でご審議いただく議案第69号平成20年度一般会計補正予算第4号に、前年度繰越金として計上してございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、平成19年度美郷町一般会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

認定第2号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第6、認定第2号 平成19年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（辻 一志君） それでは、平成19年度国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。

平成19年度においては、国の改正により国保税の医療保険分の賦課限度額が53万円から56万円に変更になっております。また、制度的には平成19年4月から70歳未満の被保険者に対する高額療養費が現物給付化されております。従来の制度では3割の自己負担額を支払った後、高額療養費の申請を行うという形でしたが、医療保険者に高額療養費の限度額適用認定書というようなものを申請して、交付された認定書を医療機関に提出することによって、自己負担限度額のみで支払いで済むようになっております。そのほかには大きな変更はございませんでした。

また、国保税率につきましては平成18年度の税率をそのまま据え置いているところでございます。

なお18年度に対しまして、被保険者数が全体で200人ほど減少となっております。被保険者数の減少傾向が依然として続いている状況でございます。

また一般被保険者の療養給付費、いわゆる医療費の関係でございますけれども、18年度は3%ほど前年度から減少いたしましたけれども、19年度は逆に3%近く上昇となっております。

全体の収支ですが、歳入が25億6,723万4,089円、歳出が23億4,702万6,946円で、2億2,020万7,143円の黒字となっております。

それでは歳入からご説明申し上げます。

135ページをお願いいたします。

第1款の国民健康保険税でございますが、こちらにつきましては一般被保険者の国保税収入額が前年度に対しまして4.1%の減となっております。現年度医療費分では3.7%減、介護分では5.2%の減でございます。退職被保険者分については、被保険者数の増加もあって全体では6.5%の増となっております。

また税の徴収率ですが、一般被保険者現年度課税分は医療で94.7%、滞納繰越分で18.3%で、1目全体では85.3%となっております。また退職被保険者分は2目全体で97%となっております。

それから不納欠損でございますけれども、対象者は71名、内訳ですが生活困窮によるものが67人、所在不明が4人となっております。

続いて2款でございます。使用料及び手数料は税の督促にかかる手数料でございます。

3款国庫支出金ですが、保険者の財政力などの地域事情により交付されるものでございます。1項は医療や介護納付金に対する国の定率負担でございます。2項の国庫補助金は保険者の財政

力などの地域事情により交付されるものです。国庫支出金全体では前年度に対し5.6%、4,600万円の減となっておりますけれども、老人保健の拠出金が減となったほか、県への財源移譲によるものでございます。

それから137ページ、4款の療養給付費等交付金でございますが、こちらにつきましては退職者医療分にかかわる社会保険診療報酬支払い基金からの交付金でございます。19年度の医療実績に対して収入超過となっておりますので、今定例会で返還金を補正予算に計上してございますので、お願いいたします。

それから138ページでございます。

5款の県支出金でございますが、こちらにつきましては2項2目財政調整交付金で、前年度に対して23%、2,600万円の増となっております。これは先ほど申し上げましたとおり、国からの財源移譲によるものでございます。

それから139ページ、共同事業交付金ですが、高額な医療費支払いについて都道府県単位で行う事業でございますが、こちらにつきましては18年度に対して約80%の増になってございます。これは2目の30万円以上の医療費を共同の拠出金で賄う保健財政安定化支援事業制度が18年10月に創設され、19年度で平年度化されたことによります。

内容としては、過去3カ年の高額医療実績と前々年度の被保険者数に応じて拠出し、実績に応じて交付を受けるものでございます。地域における保険税の平準化と国保の安定的財政運営を図るため制度化されております。

次に7款の財産収入ですが、基金の利子でございます。

140ページをお願いいたします。

8款の繰入金でございますけれども、こちらにつきましては一般会計からの繰入金でございます。

1節の保険税軽減分は7割・5割・2割といった保険税軽減分を補てんするもので、県の方から一般会計の対象経費の4分の3が収入され、町負担分4分の1を加算して繰り出されたものでございます。

2節の保険者支援分は国2分の1、県4分の1の負担割合になっております。

それから3節出産育児一時金ですけれども、対象経費の3分の2が一般会計からの繰り出し額になります。

それから4節財政安定化支援事業ですが、保険者ごとの被保険者の負担能力、あるいは年齢構

成差による負担を平準化するために設けられた制度で、地方交付税算入となっております。

9款1項でございますけれども、退職者医療にかかわる交付金の分で、精算による18年度の返還金でございます。

また2項は、精算金を除く前年度からの繰越金でございます。

10款の諸収入ですが、1項が税の延滞金でございます。2項が国保会計の預金利子でございます。また3項の雑入でございますけれども、こちらにつきましては1目の一般被保険者の第三者納付金が15件、3目・4目は被保険者の返納金で、療養給付費等の返納金になっております。内容としては一般被保険者が8件、退職被保険者が1件でございます。

歳入決算額は25億6,723万4,089円になっておりまして、前年度に対して3.7%の増でございます。引き続き、歳出についてご説明いたします。144ページをお願いいたします。

1款の総務費でございますが、1項・2項につきましては被保険者証の印刷や郵送、電算システムなど国保特別会計を運営する管理費、それと国保連合会の負担金及び税の徴収費用でございます。

それから3項につきましては、国保運営協議会の運営費でございます。

2款ですけれども、保険給付費で前年度に対して6.2%の増となっております。内訳で見ますと、1項の療養諸費のうち1目の一般被保険者療養給付費が2.6%の増、2目の退職被保険者分が19.4%の増となっております。また2項の高額療養費につきましても、前年度対比で14.3%の増となっております。いずれも実績によるものでございます。

それから4項の出産育児一時金ですが25件分、それから5項葬祭諸費ですが、こちらは200件分でございます。

3款の老人保健拠出金ですが、制度改正によりまして段階的に老人保健の対象年齢が引き上げられてきて、加入者そのものがふえてこなかったことから、19年度においても拠出金が抑制さえてまして14.8%の減となっております。

4款の介護納付金は、前年度に比べ7.4%の減となっております。

それから5款の共同事業拠出金ですが、歳入でもご説明しましたとおり30万円を超えて80万円までの医療費について、2目にある保健財政共同安定化事業が18年度の年度途中から19年度で平年化されたことによりまして、前年度に対しまして91.1%の増となっております。

それから6款の保健事業費でございますが、1目の保健衛生普及費に300万ほどの不用額がございます。20年度からの特定健診等の実施計画の策定に当たりまして、委託料を予算化いたしました。

たけれども、委託せずに自前で作成したことによります。

それから2項の疾病予防費では、8節の報償費は無傷病世帯の表彰にかかわる経費でございまして、47世帯の表彰を行っております。

それから13節委託料でございますが、こちらにつきましては人間ドックの助成でございます。210人の方に助成しております。

不用額ですけれども、委託料の不用額は受診者の実績によるものでございます。

それから7款の基金積立金ですが、19万7,000円を積み立てております。その結果、19年度末の基金残高ですが1億6,417万6,000円となっております。

それから152ページをお願いいたします。

9款の諸支出金の1目でございますけれども、一般被保険者の資格喪失などによる保険税の還付金でございます。

それから3目の償還金でございますけれども、こちらにつきましては18年度に国の負担として交付された療養給付費負担金と、退職者医療に伴い社会保険診療報酬支払い基金から交付された療養給付費等の交付金の払い戻し精算による支出でございます。

以上によりまして、歳出決算額が23億4,702万6,946円で、前年度決算に比べまして7.2%の増になっております。

154ページをお願いいたします。

実質収支でございますけれども、繰越額は2億2,020万7,000円の繰り越しとなっております。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、平成19年度美郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

認定第3号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第7、認定第3号 平成19年度美郷町老人保健特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（辻 一志君） 老人保健特別会計決算についてご説明いたします。

19年度の老人保健の加入者でございますけれども、平均加入者は3,932人となっております、対象年齢の引き上げが開始された平成14年度からは1,000人ほど減少してございます。また1人当たりの医療給付費ですけれども62万8,000円で、前年度に比べまして4.7%の増となっているところです。

では、歳入からご説明いたします。157ページお願いいたします。

歳出の方の医療諸費の支出額に応じて基金が5割、公費5割の負担割合になっているところですが、額が確定して過不足が生じた場合には翌年度精算ということになります。

まず1款の支払い基金の負担割合ですけれども、医療諸費の5割になっております。老人保健制度については、分母を12として負担割合を示すのが一般的でございますので、それに従いますと12人分の6という負担にはなっております。

2款の国庫支出金ですけれども、12分の4の負担割合でございます。

また2節の過年度分ですが、18年度の精算に伴う負担でございます。

それから3款の県支出金の負担割合は12分の1となっております。

2節の過年度分は、同じく18年度分の精算による歳入となっております。

4款繰入金ですが、町の負担分で一般会計から繰り入れるものでございますが、県と同じ12分の1の負担割合になっておりますけれども、国と県から前年度精算分が歳入として入ってきておりますので、社会保険の診療報酬支払い基金交付金の精算による償還分を除いて、一般会計からは支出に必要な額だけを繰り入れしているところでございます。

6款諸収入ですが、交通事故等を原因とする第三者行為による納付金でございます。11件分でございます。

歳入合計でございますが24億9,113万5,740円となっております。

次に、歳出でございます。

160ページになりますが、医療給付費ですけれども、前年度の決算に比べ0.4%の増となっております。

2目の医療費支給費ですが、前年度に比べ2.7%の増でございます。

3目審査支払い手数料は、前年度と比較して3.5%の減となっております。

それから2款の諸支出金の1目償還金ですけれども、18年度分の支払い基金交付金の精算によるものでございます。

それから4款ですが、前年度繰り上げ剰余金ですが、平成18年度において支払い現金に不足が

生じたことから、19年度予算を18年度に繰り上げて充用したものでございます。

以上によりまして、歳出合計は24億9,113万5,740円で歳入と同額でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、平成19年度美郷町老人保健特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

これにて昼食のため、午後1時まで休憩します。

（午前11時58分）

議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後1時00分）

認定第4号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第8、認定第4号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） それでは、簡易水道特別会計の歳入歳出決算をご説明いたします。

初めに168ページ、歳入をお願いいたします。

1款1項1目1節につきましては、61件分の新規加入者の加入負担金、また消火栓の設置費負担金で12基分でございます。

2款1項1目1節でございますが、水道使用料現年度分で、収納率は98.15%となっております。収入未済につきましては122世帯が対象となっております。

2節につきましては、使用料の滞納繰り越し分でございますが、滞納者数は140世帯であります。

2項1目1節につきましては、工事事業者指定登録手数料5件分でございます。

2節につきましては、接続工事完成検査手数料81件分でございます。

3節は督促手数料、58件分となっております。

3款1項1目1節につきましては、六郷東部地区簡易水道事業及び畑屋地区統合整備事業実施

に伴います補助金でございます。六郷地区は10分の4の補助率、畑屋地区は3分の1となっております。

4款1項1目1節でございますが、これは基金利子でございます。

169ページから170ページでございますが、5款1項1目1節でございます。これは事業債など償還のための一般会計からの繰入金でございます。

2項1目1節簡易水道事業基金繰入金でございますが、過徴収に伴いますシステム変更費及び還付金の財源として基金から繰り入れたものでございます。

6款1項1目1節は前年度からの繰越金でございます。

7款1項1目1節でございますが、これは9件分の延滞金でございます。

2目、3目は収入がございませんでした。

2項1目1節でございますが、これは預金利子でございます。

3項2目2節でございます。これはメーター類のスクラップ代が収入となったものでございます。

171ページから172ページでございます。

8款1項1目1節の簡易水道事業債、これは六郷東部地区及び畑屋地区簡易水道事業に伴います事業債でございます。

2節につきましては、事業債の借りかえ分でございます。

続きまして173ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目につきましては、人件費のほかメーターの検針員などの設備保守、点検委託料が主なものでございます。また173・174ページでございますけれども、過徴収関係では13節のシステム変更経費、それから174ページの23節は対象戸数2,678世帯分の還付金がございます。

次に2項1目施設管理費については、町内13地域の簡易水道施設の良好な維持管理と、水の安定供給に要した経費でございます。不用額につきましては、12節の検査手数料や18節のメーター購入時の際の単価契約の減額によるもの、また各節において支出を抑えたためによるものでございます。

続きまして、3項1目簡易水道整備事業費でございますが、これは六郷東部地区及び畑屋地区の簡易水道事業実施に伴います測量設計委託料、水道管敷設工事の経費でございます。

六郷東部地区につきましては、一ツ屋、筑後屋敷、四天地など9工区、延長5,165メートルの配水管及び消火栓12基の工事を実施しております。

また畑屋地区につきましては、浄水場内の機械電気設備の更新、強化工事といたしまして電気機械計装設備、排水ポンプなどの工事を実施しております。

続きまして、175から176ページでございます。

2款1項1目23節につきましては、各地域の事業実施に伴います事業債の償還元金と、繰り上げ償還元金、これが7件対象となっております。

2目23節につきましては、償還金の利子及び起債償還のための減債基金より借り入れた借入金の利子でございます。

3款の予備費につきましては、人件費の財源、消費税に充用しております。

177ページでございますが、今決算におきます歳入歳出の実質収支額は441万1,000円でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

認定第5号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第9、認定第5号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） それでは、下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

初めに182ページ、歳入をお願いいたします。

1款1項1目の受益者負担金の1節、現年度分の負担金でございますが、収納率は94.3%でございます。収入未済につきましては41人となっております。

2節は滞納繰越分でございます。滞納者は109人となっております。

続きまして2款1項1目1節下水道の使用料、現年度分でございますが、収納率は98.5%、収入未済につきましては21名となっております。

2節につきましては、使用料の滞納繰り越し分、滞納者は8名となっております。

続きまして2項1目1節の工事事業者指定手数料でございますが、これは21件分となっております。

ます。

2節の督促手数料につきましては、211名が対象になってございます。

3款1項1目1節につきましては、六郷地区下水道工事八百刈地域でございますが、この地域の工事の実施に伴う補助金でございます。補助率は50%となっております。

4款1項1目1節につきましては、事業債の償還のため一般会計から繰り入れたものでございます。

続きまして183ページから184ページでございますが、5款1項1目1節でございます。これは前年度の繰越金でございます。

6款につきましては、2目は預金利子、3目は消費税の還付金でございます。

7款1項1目でございますが、これは1節、2節、それから3節、4節につきましては、それぞれ事業実施に伴います事業債でございます。5節は繰り上げ償還のための下水道事業債の借りがえと、高資本費対策借換債でございます。これにつきましては4件が対象となっております。

続きまして、186ページ歳出をお願いいたします。

1款1項1目でございます。本目につきましては、人件費及び事務費が主なものでございますけれども、過徴収関係で13節のシステム変更経費及び23節は対象戸数601世帯の還付金がございます。

続きまして2項1目でございますが、公共下水道施設の良好な維持管理を図るため、真空弁や真空ポンプ場の管理委託、維持修繕を行ったものでございます。主なものといたしましては、19節の雄物川流域下水道事業管理費負担金でございます。

なお不用額につきましては、19節では汚泥等の実績による不用額が出ております。また11節では光熱水費、修繕料が少なかったことによるものでございます。

続きまして188ページ、3項1目下水道事業整備費につきましては、これは六郷字八百刈地区に管敷設工事195メートル、マンホールポンプ1基の工事とそれに伴う実施設計を行い、地下水及び環境の保全を図ったものでございます。

19節では流域下水道大曲処理区の本管敷設工事費を負担金として支出しております。

続きまして2款1項1目23節でございますが、これは事業債の償還元金と繰り上げ償還元金7件が対象となっております。

2目23節でございますが、これは事業債償還金の利子と起債償還のため減債基金より借り入れた借入金の利子でございます。

3 款の予備費につきましては人件費を減額し、科目振りかえし、増額しております。なお支出はございませんでした。

失礼しました。190ページでございます。今決算におきます歳入歳出の実質収支額は576万2,000円でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、平成19年度美郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

認定第6号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第10、認定第6号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） それでは、農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算についてご説明いたします。

初めに194ページ、歳入をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目の分担金でございます。1 節の分担金は、仙南地域の1 件の新規加入分担金でございます。

続きまして2 款 1 項 1 目 1 節は、集落排水の現年度分の使用料でございます。98.13%の収納率となっております。収入未済につきましては、49戸が対象になってございます。

2 節につきましては滞納繰り越し分、滞納者数は45名となっております。

2 項 1 目 1 節につきましては、督促手数料23件分でございます。

3 款 1 項 1 目は基金利子が収入となったものでございます。

4 款 1 項 1 目 1 節につきましては、事業債の償還などのために一般会計から繰り入れたものでございます。

2 項 1 目 1 節農業集落排水事業基金繰入金でございますが、過徴収に伴いますシステム変更費用、還付金の財源及び一丈木施設のフロアー修繕費の財源として、基金より繰り入れたものでございます。

続きまして196ページでございます。

5款1項1目1節でございますが、これは前年度からの繰越金でございます。

6款1項1目1節でございますが、これは8件分の延滞金でございます。

2項1目1節は預金利子でございます。

3項1目1節につきましては、過徴収に伴います還付金でございます。

同じく2節は県道角館六郷線の歩道設置工事に伴いますマンホールポンプ制御盤2カ所の移転補償料として、県から補償料として支払われたものでございます。

7款1項1目1節につきましては、資本費平準化債の借り入れでございます。

3節につきましては、平成2年分の事業債繰り上げ償還のための借換債でございます。

198ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目でございます。本目につきましては人件費のほか、19節に後三年飯詰地区集落排水建設時の償還金補助が主なものでございます。また、過徴収関係では13節のシステム変更経費及び23節は対象戸数641世帯の還付金がございます。

続きまして199から200ページにかけてでございますが、2項1目につきましては、町内6地域の集落排水施設の適正な維持管理のために要した経費であります。不用額の主な理由につきましては、11節の施設の修繕が少なかったことによるもの。また200ページのところにありますけれども、13節の施設の汚泥くみ取り、これが少なかったためによるものでございます。

次に2款1項1目23節償還金利子及び割引料でございますけれども、これにつきましては事業実施に伴う償還金の償還元金と繰り上げ償還元金、これは1件対象となっております。

2目23節につきましては、償還金の利子でございます。

予備費につきましては、人件費増額のため減額しております。

202ページでございますが、今決算におきます歳入歳出の実質収支額は705万4,000円でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

議案第64号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第11、議案第64号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

議案資料集の16ページをごらん願いたいと思います。

組合の共同処理する事務であります休祭日救急医療センターの機能が、来月10月1日から仙北組合総合病院に移転し、新たに休日救急医療連携事業を立ち上げることと、組合の事務所の位置であります「大曲仙北広域交流センター」の名称が「大仙市大曲交流センター」に変更されたことに伴い組合の規約を改める必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。以上です。

議長(伊藤福章君) これで、議案第64号の説明が終わりました。

議案第65号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 日程第12、議案第65号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

町長(松田知己君) 因幡氏は人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方です。現在の任期中においても啓発活動及び人権問題に積極的に取り組みまして、解決に熱意を持って活発に活動されておりますので、今後も地域の実情に応じた活発な活動が期待されます。

そのため、委員候補として法務大臣に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでありますので、よろしく願いいたします。

議長(伊藤福章君) これで、議案第65号の説明を終わります。

議案第66号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 日程第13、議案第66号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

議案資料集の17ページをごらん願います。

地方自治法の一部を改正する法律が去る6月18日に公布されておりますので、関係条例の改正が必要となっております。これまで使っていた「報酬」という名称ですが、議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の支給方法と異なっていることを明確にするために、名称を「報酬」から「議員報酬」に改めるものです。

資料集の18ページも同じような解釈になります。以上です。

議長(伊藤福章君) これで、議案第66号の説明が終わりました。

議案第67号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 日程第14、議案第67号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

次のページ、30ページをお願いいたします。

5行目にあります、今改正をする第12条第1項第3号の規定でございますが、これは前年において公務員や公庫等の職員であった人が、引き続き町の職員となった場合、年次有給休暇を何日与えるかというものでございます。

このたび公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正により、この法律の第1条に規定する公庫が沖縄振興開発金融公庫だけになったために、公庫名をそのまま使うというものでございます。以上です。

議長(伊藤福章君) これで、議案第67号の説明が終わりました。

議案第68号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第15、議案第68号 美郷町担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

農政課長（照井智則君） それでは、議案第68号についてご説明いたします。

美郷町担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定についてお諮りするもので、県の指導により事業実施に当たりまして、事業費の一部を分担金として受益者から徴収したく、条例を制定するものです。

本事業は、農用地利用改善団体が平成20年度中に一定の要件に当てはまる農地を集積した場合、国から補助率2分の1で、10アール当たり1万2,000円が交付されるもので、残りの2分の1の事業費を農用地利用改善団体から分担金として町が徴収し、国庫補助金と分担金の全額を当該団体に補助金として交付するものです。

条例の内容をご説明いたします。32ページをお願いいたします。

徴収条例の別紙（案）でございます。

第1条につきましては、事業の趣旨を定めたものでございます。

第2条は分担金の納入義務者を定めるもので、農用地利用改善団体、または一定の要件を具備した集落営農組織が納入義務者となります。

第3条は、分担金の額を定めるものです。

第4条は、分担金の徴収方法を定めるものです。

第5条は委任事項を定めたもので、施行に関し必要な事項は町長が別に定めることとするものです。

附則につきましては条例の施行期日を定めたもので、公布の日から施行するものです。

なお、事業の詳細につきましては議案資料集19ページ・20ページに資料として添付してございます。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第68号の説明が終わりました。

議案第69号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第16、議案第69号 平成20年度美郷町一般会計補正予算第4号を上程

いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

企画財政課長(小原正彦君) それでは、今回の補正は3億4,012万4,000円を追加するものでございます。

41ページ、第2表継続費補正をごらんいただきたいと思います。

8款4項の防災行政無線整備事業ですけれども、国のまちづくり交付金が追加配分され、今年度の事業費が確定したことにより、年割額を変更するものでございます。

次の42ページをごらんいただきたいと思います。

第3表地方債補正でございます。

起債の借入額名称等の変更によるものでございます。一つ目の合併特例債は、防災まちづくり事業の事業費確定による増と、合併特例債に該当したことにより4,450万円を追加するものです。これによりまして防災まちづくり事業、こちらは合併特例債の方に変更になるものでございます。

地域再生事業債は、行政改革等推進債に盛り込まれたことによる名称の変更であります。借入れ限度額は変更ございません。

防災まちづくり事業は、先ほどの合併特例債の方に該当したことにより、3,070万の減となっております。

臨時財政対策債は、交付税が確定したことによる額の変更でございます。なお、この起債につきましては交付税の不足分を補うという意味合いから、起債額がこれまでの10万円単位から、今回1,000円単位までの借り入れが可能となっております。限度額に1,000円単位までの額を記載してございます。

それから、次の県貸付金は防災まちづくり事業債の充当残に県の貸付金を予定しておりましたので、合併特例債が充当になったことによる減額をするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等は変わりございません。

次に、45ページ歳入をごらんいただきたいと思います。

9款地方交付税でございますが、補正財源として235万円を追加補正しております。なお、町長の行政報告にもありましたように、今年度の普通交付税は53億931万4,000円で、昨年に比べて3.2%の増となっております。今回の補正後の原形予算は45億2,728万2,000円で、差額7億8,153

万2,000円については今後の補正財源として留保しつつ、今後の財政状況を勘案しながら財政調整基金への積み戻しを検討してまいります。以上でございます。

社会教育課長（泉谷隆雄君） 12款 1項 7目教育使用料でございますが、4万2,000円の補正でございます。

これは六郷野球場の利用件数が前年度を上回る実績が見込めるため、歳入歳出の補正をお願いするものでございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 2項 2目衛生手数料 2節清掃手数料1,262万円でございます。

これは有料ごみ袋の在庫量の調整を図るため、ごみ袋を販売する販売店からの収入でございます。

福祉保健課長（辻 一志君） その下13款の 2項 1目民生費国庫補助金の 2節、児童福祉費補助金、児童育成事業推進等対策補助金でございますけれども、児童の健全育成に資する事業を実施することにより、国から来る補助金でございますして100%の補助でございます。

これにつきましては、歳出に同額を計上してございますので、事業内容については歳出でご説明いたしたいと思っております。

住民生活課長（高橋 潔君） 5目 3節都市計画総務費補助金でございます。

まちづくり交付金事業の事業費の確定によりまして、2,000万円の交付金が追加決定となっております。それに伴います補正でございます。

福祉保健課長（辻 一志君） 46ページをお願いいたします。

県支出金の保健衛生総務費負担金と、その下保健衛生総務費の補助金の関係でございますが、医療制度改革によりまして歯周疾患とか、肝炎ウイルス検査などといった老人保健法による事業が健康増進法に位置づけられまして、事業名も保健事業費負担金から市町村健康増進事業費補助金となったことによりまして、事業名の変更とともに負担金から補助金に変更するものでございます。金額の変更はございません。

農政課長（照井智則君） 同じく 2項 4目 2節の農業振興費補助金でございますけれども、夢プラン応援事業費補助金ですが、県の事業費枠の増加に対応するもので、税抜き事業費で1,312万5,000円、補助率 3分の 1 で計上してございます。

その下の集落型農業法人ですけれども、集落型農業法人育成総合支援事業費交付金ですが、単事業でもデル的経営、組織経営体を支援するもので、町内 2 組織への交付金で補助率は100%で計上してございます。以上です。

企画財政課長（小原正彦君） 3項1目4節統計調査費委託金は、住宅統計調査の調査区の追加による委託金の確定によるものです。以上です。

社会教育課長（泉谷隆雄君） 同じく7目教育費委託金、3節社会教育費委託金でございます。115万円、こちらは学校支援地域本部事業委託金でございます。本年度からの新規事業で、3年間の継続事業でございます。いじめ・不登校・凶悪犯罪など青少年をめぐるさまざまな問題が生じてございますが、その背景として地域の教育力の低下、教員の業務量の増加などが指摘されてございます。

このようなことから、地域が学校と連携し、ボランティアで学校教育を支援することで地域の教育は高められ、教員には時間的なゆとりが生まれてきますので、その分子供たち一人一人にきめ細やかな教育指導を行っていただくという学校支援のモデル事業でございます。

今年度対象となる学校は、募集の結果、仙南東小学校を予定してございます。経費はおおむね全額県を通じまして国から手当されるものでございます。以上です。

総務課長（深澤 廣君） 15項2項3目1節の生産物売り払い収入でございますが、これは間伐した杉の売却代金でございます。詳細につきましては、歳出でご説明いたします。

次のページ、16款1項1目1節の一つ目、一般寄附金でございますが2件の寄附がございました。うち1件は個人からの寄附で、金額は100万円でございます。千畑中学校の生徒の教育に役立ててほしいとの申し出を受けてございます。

もう1件でございますが、秋田市にあります千秋茶会、お茶の会という意味ですが、千秋茶会という団体から10万円でございます。千秋茶会創立30周年記念ということで、これまでに茶会に水を提供していることへのお礼ということのようでございます。

110万円の寄附をいただいておりますが、補正金額は109万9,000円の金額になってございますが、これは当初予算で1,000円計上してございますので、その金額と合算してございます。以上です。

企画財政課長（小原正彦君） 次のふるさと美郷応援寄附金でございますが、これまで6件、94万円の寄附申し込みがあり、ふるさと美郷子供応援基金へ積み立てをするために補正をするためのものがございます。

次の18款繰越金でございますが、こちらは19年度の繰越金計上残の全額3億1,270万9,000円を追加計上してございます。なお今回の繰越金は、実質公債費比率を引き上げる要因の1つである債務負担の解消を図るために、千畑温泉湯治館建設事業に係る借入金の繰り上げ償還を行うための財源としております。これにより、財政の健全化に向けた取り組みを実施してまいりたいと思

っております。

農政課長（照井智則君） 19款5項5目雑入でございますけれども、ことし4月に県南家畜防疫所が廃止され、畜産の防疫事務をＪＡ秋田おばこが担当することになりました。これまで実施していた家畜の注射料金の徴収を廃止し、農家がＪＡ秋田おばこに直接納入することとなったため減額するものでございます。以上です。

企画財政課長（小原正彦君） 次に20款町債でございます。

第3表の地方債補正で説明しましたとおり、1目1節振興基金造成事業債は地域再生事業債の名称変更によるものです。補正額はございません。

2目3節都市計画事業債は、防災まちづくり事業の確定と合併特例債に該当したことにより610万円の追加を行うものでございます。

7目1節臨時財政対策債は、交付税の額が決定したことによるもので、2,425万1,000円の減額補正です。以上でございます。

総務課長（深澤 廣君） 続きまして48ページ、歳出をご説明いたします。

2款1項1目9節の特別旅費でございますが、これは来月20日から11日間、秋田県市町村振興協会の主催によります市町村職員を対象とした海外研修が実施されますので、職員を1名派遣する予定でございます。それに要する経費です。

総合サービス課長（草薙正子君） 11節で21万円ですが、これは金沢西根コミュニティーセンターの西側の外壁がはがれてきておりますので、一部張りかえするものです。21万円の補正です。

総務課長（深澤 廣君） 19節の特定健診等負担金でございますが、これは今年度から実施される職員の扶養家族を対象とした特定健診等にかかわる町の負担金で、実施主体は市町村職員共済組合となります。

2目の行政推進費でございますが、協働参画のまちづくり事業推進のためのコーディネーターに要する経費でございます。

7節は雇用を予定している2人分の賃金、8節は研修会等における講師謝金ですが、社会教育課の事業と共通する部分となりますので減額。9節は養成講座等諸研修時の旅費、11節は養成講座等における資料代でございます。

次の5目13節の一つ目、千屋並木管理業務委託料でございますが、これは旧千畑町一丈木地区の松・杉並木の手入れに要する経費でございます。これまでに冬期間に立木からの落雪等による事故が後を絶たない状況にありますので、今回対策を講じたいと考えてございます。今回は事故

の発生が多い場所の手入れをしたいと考えております。

場所は千屋小学校グラウンド横の県道、それから千屋郵便局横の町道、いずれも両側で、作業内容は枝落としが主となります。これ以外の場所につきましては、来年度から対策を講じたいと考えてございます。

事業費として約167万円ほどになりますが、当初予算で並木の手入れに要する経費として62万円措置してございますので、これも充てたいと考えてございます。

二つ目の町有林管理委託料でございますが、町有林の整備に要する経費で、場所は旧千畑町の社会体育グラウンドの南側、一丈木地区にあります資料館の北側、それからラベンダーの東側の3カ所で、作業内容は除伐と間伐になります。この作業は東仙北森林組合で作業員育成のための業務ということで、無料でやってくれることになります。

社会体育グラウンドの南側と資料館北側の間伐材で、用材として販売可能なものは売ることになります。歳入で見えております生産物売り払い収入160万円は、この販売代金でございます。

今回の補正金額は、間伐で切り倒した材木をトラックに積む場所までの搬出に要する経費と、販売を委託します東仙北森林組合までの運搬に要する経費となります。以上です。

商工観光交流課長（小林宏和君） 6目企画費でございます。

9月6日に行われます羽州街道交流事業でございますが、シンポジウム経費につきまして実績に応じ支出したいと考えてございます。以上でございます。

企画財政課長（小原正彦君） 7目電子計算費ですけれども、18節備品購入費として237万3,000円の追加をお願いするものでございます。

こちらは後期高齢者事務によるデータ、それから土地改良事業等々による土地データ、これらが増大したことによりサーバーの容量が不足となったことによる更新で、データベースサーバ1台の購入をお願いするものでございます。以上です。

税務課長（藤原茂夫君） 2項2目の賦課徴収費であります。

13節委託料、47万3,000円の補正であります。これは21年度固定資産の評価がえに伴います家屋評価基準プログラムの更新業務の委託料であります。

企画財政課長（小原正彦君） 5項2目指定統計費でございますが、こちらは住宅土地統計調査の調査区追加による調査員の経費の増による追加でございます。以上です。

福祉保健課長（辻 一志君） 続きまして、民生費の社会福祉費、高齢者福祉費でございますけれども、六郷地区にある老人福祉センター清水苑の下水接続工事のための補正でございます。

その下、4目の医療給付費ですが、平成19年度分の精算により国・県等に対して返還金が生じたため老人保健特別会計へ返還金を繰り出すものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費ですが、歳入の国庫補助金に計上した児童育成事業推進等対策事業費補助金70万円を充当して、国の事業実施要綱に基づいて実施する子育て支援事業にかかわる経費でございます。昨年度はこの事業を活用して、美郷町の子育て支援ガイドブックを作成いたしました。今年度は児童虐待防止について地域で福祉活動にかかわっている方々を初め、多くの方々の理解が深められるよう講演会や啓発用チラシの作成・配布を予定しているところでございます。

幼児教育課長（澁谷陽嗣君） 4目11節の修繕料ですが、千畑保育園非常用発電機のエンジンの修繕にかかわるものです。

福祉保健課長（辻 一志君） 次の50ページをお願いいたします。

保健衛生費の保健衛生総務費、需用費の修繕料ですけれども、これは仙南保健センターの煙感知器を新しいものと交換するものでございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 2項1目清掃費でございます。有料のごみ袋に対する経費でございまして、12節は販売手数料、13節はごみ袋の製作にかかわる経費でございます。

建設課長（鈴木 隆君） 3項1目簡易水道費でございますが、19節は長面簡易水道施設のろ過剤交換工事に対します補助金でございます。

28節は簡易水道特別会計におきまして、前年度繰越金が生じたので一般会計からの繰出金を減額するものでございます。以上です。

農業委員会事務局長（小野寺光廣君） 50ページです。

6款1項1目農業委員会費ですが、1節は農業委員の改選に伴って委員4名減による減額補正です。

11節は新任委員への無償貸与する予定の作業服など物品購入費の増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

農政課長（照井智則君） 同じく19節負担金でございますけれども、夢プラン応援事業の稲作機械への導入補助金で、事業費枠の拡大に対応するための経費で、県が12分の4、町が12分の2を負担するものでございます。

その下の集落型農業法人育成総合支援事業費交付金は、モデル的経営組織体を支援するための経費で、新しく設置されたもので、町内2組織に対しまして県が全額支援するものでございます。

同じく4目13節でございますけれども、委託料でございますけれども、これまで家畜の防疫注射の経費を県南家畜防疫所に委託して納付しておりましたが、4月から家畜防疫所が廃止されたため減額するものでございます。

同じく19節でございますけれども、家畜の防疫注射に対しまして、これまでどおり町が2分の1を補助金として支出するため補正するものです。なお、新しく事務の取扱い団体はJ A秋田おばこが取り扱うこととなります。以上です。

建設課長（鈴木 隆君） 5目28節でございます。

農業集落排水特別会計におきまして、前年度繰越金が生じたので一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

総務課長（深澤 廣君） 2項1目13節の一つ目、松くい虫防除委託料でございますが、町の各施設内にあります松のうち、立ち枯れしている木が53本ほどございますので、伐採及びその後の処理に要する経費でございます。

それから二つ目のテングス病防除委託料でございますが、テングス病に罹患している木の伐採と伐採後の処理に要する経費でございます。

今回は町民や不特定多数の目につきやすい公園を対象にしたいと考えてございます。また他の場所の対策につきましては、町の職員において可能な範囲内で対応することといたします。いずれ、今後における松くい虫やテングス病の防除につきましては、町全体的な視点で緊急性や必要性を判断の上、年次計画で対応していきたいと考えてございます。以上です。

商工観光交流課長（小林宏和君） 7款商工費でございます。

1項1目9節、東京都大田区で新たに開催されます大田商い観光展に参加するための職員の旅費でございます。

3目11節につきましては、公園管理の光熱水費に不足が生じ、補正をお願いするものでございます。

同じく19節負担金ですが、千畑温泉湯治館の建設費に対する負担金ですけれども、平成30年度までの債務負担行為を設定してございますが、今回残高相当額を繰り上げ計上するものでございます。

4目11節ですが、六郷温泉あったか山の浄化槽が腐食してございまして、機能低下改善に要する経費でございます。

同じく15節、これにつきましては六郷温泉の源水ポンプ、それから水位センサーが劣化により

不具合が生じてございます。これを交換したく補正するものでございます。以上でございます。

建設課長（鈴木 隆君） 52ページをお願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費でございますが、各節につきましては生活道路確保のため、9路線の町道改良工事に要する経費の補正をお願いするものでございます。なお路線につきましては位置図を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

3項1目につきましては、千屋字菩提沢地内におきまして菩提沢川の決壊箇所があり、これを復旧するための経費の補正をお願いするものでございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 4項3目まちづくり推進費でございます。

まちづくり交付金事業が追加確定いたしまして、防災行政無線の整備工事に2,200万円を追加するものでございます。

建設課長（鈴木 隆君） 5項1目28節につきましては、下水道事業特別会計におきまして前年度繰越金が生じたので、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

6項1目でございますが、安楽寺住宅の屋根裏の湿気が著しく、損傷もあるため、換気機能の改善とあわせました補修工事を実施するための経費を13節及び15節に計上しております。また公営住宅法の改正によりまして、家賃収入基準が変わるため、計算システム変更費用として委託料の補正をお願いするものでございます。

なお15節の後三年中央住宅ガードパイプ設置工事費も補正をお願いするものでございます。以上です。

学務課長（高橋 薫君） 10款2項1目の小学校管理費の11節需用費ですが、金沢小学校のオイルポンプの修繕と、仙南東小学校のグラウンドフェンスネットを修繕するものでございます。

それから13節の委託料につきましては、千畑南小学校の樹木の枝払いを行いたいというものでございます。

それから備品の減額は、仙南東小学校のグラウンドフェンスとその修繕料を組みかえたことによるものでございます。

3目1項中学校管理費の11節の需用費と18節の備品購入費ですが、歳入のところでも説明したとおり、町民の方より千畑中学校の子供たちのスポーツ関係に活用してほしいと寄附金を100万円いただいております。それに対応したものでございまして、駅伝用ユニフォームとスポーツ用備品を購入するものでございます。

また六郷中学校の樹木の枝払い料を13節に、また仙南中学校のトップライトガラスに亀裂が入

ってございまして、その改修工事費と設計料を13節・15節に計上してございます。

次のページですが、19節の生徒派遣費補助金は六郷中学校のマーチングが東北大会に参加するために、その派遣費に不足が生じたためによるものでございます。

社会教育課長（泉谷隆雄君） 5項1目社会教育総務費でございます。

こちらは歳入でご説明申し上げました学校支援地域本部事業にかかわる経費でございます。

7節はボランティアの募集と登録にかかわる事務補助員賃金でございます。

8節は、ボランティアの養成講座の講師謝礼とコーディネーターの活動謝金と地域協議会の出席者報償でございます。

9節は講師の旅費でございます。

11節は事業用のチラシ、報告書、消耗品でございます。

12節はボランティアの保険料と郵券代でございます。

14節はコーディネーターが使用するパソコン等の借り上げ代でございます。

具体的な支援活動につきましては、今後学校とコーディネーターとボランティアが協議を重ねながら、学校にさまざまなボランティアを手当てして支援していくというものでございます。

次に、4目社会教育施設費でございますが、こちらは坂本東嶽邸と郷土資料館のパンフレットが不足しているため増刷をお願いするものでございます。

六郷公民館のボイラーの支障を来してございますので、改修工事をお願いするものでございます。

6項2目の保健体育施設費でございますが、こちらは六郷野球場の関係で、利用実績がふえることに伴っての管理人賃金の補正でございます。修繕料につきましても不足が見込まれます。それから簡易水道接続に伴いまして、加入負担金等の経費が漏れてございましたので、補正をお願いするものでございます。

学務課長（高橋 薫君） 3目の学校給食費の報酬ですが、給食費の材料費が高騰してございまして、来年度の給食費を検討する必要がございます。それに基づきまして給食費運営委員会を開催する経費でございます。

15節の工事費ですが、電気設備点検を行った際に指摘を受けました南学校給食センターの受変電設備のアース追加設置工事を行いたいというものでございます。

企画財政課長（小原正彦君） 次に12款公債費、こちらは19年度に借り入れた町債の償還額が確定したことにより追加の補正をお願いするものでございます。

2目利子の起債前借り利子は、本堂城回地区圃場整備事業が繰り越し事業となったために、農村整備事業債に係る事業が全体事業としては未完了となったことにより、このうち19年度分の完了分について、前借りをしていることによる利子分でございます。

13款2項1目基金費は、ふるさと美郷応援寄附金を、ふるさと美郷子供育成基金へ積立金として積み立てるものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第69号の説明が終わりました。

議案第70号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第17、議案第70号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（辻 一志君） 平成20年度国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

66ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。

1款1項の国保税ですが、後期高齢者支援金等の税率が決定しましたので、新たな税率による調定額をもとに補正するものでございます。各項目とも減額になっているところでございます。

3款1項1目ですが、平成20年度の老人保健拠出金の確定に伴う補正と、前年度療養給付費負担金の精算による補正でございます。

4款療養給付費等交付金ですが、これは退職被保険者の国保税の減額に伴う補正でございます。

5款前期高齢者交付金ですが、交付金額の決定によるものでございます。

それから10款1項1目ですが、退職被保険者の医療給付費に充てられる療養給付費等交付金の精算によるもので、償還金のための財源となる前年度からの繰り越し分と、2目はその他の繰越金でございます。

11款の5目の一般保険者指定公費でございますけれども、医療制度改革によりまして20年度から70歳から74歳までの方の医療費の自己負担分が2割となる予定でございましたけれども、1割負担に凍結されたことにより、その1割分を国の責任による公費負担とするものでございまして、その歳入項目を設けるものでございます。

続いて68ページ、歳出の方をお願いいたします。

1款1項1目は、レセプト点検事務を今までの委託費から業務実態に応じて賃金に変更するものでございます。

それから2項1目ですが、県の交付金を財源に購入した車両の冬用タイヤを購入するための予算の組みかえでございます。

2款1項の1目と3目ですが、これは財源内訳の組みかえでございます。

4目退職被保険者療養費ですが、今年度の退職被保険者数に合わせて療養費を予算化したところですが、不足が生ずる見込みであるために増額するものでございます。

2項の高額療養費も同様でございます。

それから3款の後期高齢者支援金及び事務費拠出金、次の4款前期高齢者納付金、それから前期高齢者事務費拠出金、それから5款老人保健拠出金、事務費拠出金、6款介護納付金、7款の共同事業拠出金ですが、平成20年度の納付金や拠出金額の確定に伴う補正でございます。

それから11款の償還金ですが、19年度分の精算による返還でございます。

これによりまして、歳入歳出に3,554万9,000円を加え、補正後の歳入歳出予算は23億1,864万9,000円になります。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第70号の説明が終わりました。

議案第71号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第18、議案第71号 平成20年度美郷町老人保健特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（辻 一志君） 平成20年度老人保健特別会計補正予算についてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。77ページをお願いいたします。

4款繰入金でございますけれども、一般会計の医療給付費でもご説明いたしましたが、平成19年度精算のための繰入金でございます。

次のページの歳出をお願いいたします。

歳入と同額ですけれども、社会保険診療報酬支払い基金、国・県に対する償還金でございます。

これによりまして、歳入歳出に1,816万8,000円を加え、補正後の歳入歳出予算は2億4,962万3,000円となるものでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第71号の説明が終わりました。

議案第72号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第19、議案第72号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） それでは、簡易水道事業特別会計の補正についてご説明いたします。

初めに88ページ、歳出をお願いいたします。

1款3項1目15節の工事費でございますが、これは六郷東部地区四ツ屋地域内の今年度予定しております工事を完成させるために、追加工事1,000万円の補正をお願いするものでございます。

また、畑屋地区簡易水道統合事業では、羽貫谷地地区の既設配水管に接続を予定しておりますが、この既設配水管の洗浄工事を行うため230万円、合わせまして1,230万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、2款1項1目でございますが、これは償還金の額の決定によります増額補正でございます。

2目23節でございますが、これも額の決定によります利子の減額でございます。

86ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項1目1節簡易水道事業費補助金でございますが、これは六郷東部地区の四ツ屋地域内の追加工事実施に伴います国の補助金で、10分の4となっております。

5款1項1目1節一般会計からの繰入金でございますが、これは前年度におきまして繰越金が生じたために一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

2項1目1節簡易水道事業基金繰入金でございますが、これは羽貫谷地地区の管洗浄工事を実施するための財源とするため、基金から繰り入れるものでございます。

6款1項1目1節は、前年度からの繰越金でございます。

8款1項1目1節の簡易水道事業債ですが、これは六郷東部地区においての追加工事実施に伴

います事業債でございます。

83ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。

歳入歳出でも説明いたしましたが、六郷東部地区四ツ屋地域の追加工事実施に伴います事業債の増額でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第72号の説明が終わりました。

議案第73号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第20、議案第73号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） それでは、公共下水道事業特別会計補正についてご説明いたします。

99ページ、歳出をお願いいたします。

1款2項1目15節の工事費でございますが、これは新規2件の接続申し込みがあるため、公共枴設置工事の補正をお願いするものでございます。

2款1項1目23節につきましては、額の決定によります増額補正をお願いするものでございます。

2目23節につきましても、額の決定によります利子の増額でございます。

98ページ、歳入でございます。

4款1項1目1節一般会計からの繰入金でございますが、前年度繰越金が生じたため一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

5款1項1目1節につきましては、前年度からの繰越金でございます。

7款1項1目3節につきましては、額の決定によります増額補正でございます。

4節につきましては、公営企業借換債の決定による増額と、それに伴います下水道事業債減額分の差額の増額補正をお願いするものでございます。

95ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。

歳入歳出で説明いたしましたが、資本費平準化債は額の決定による増額でございます。

公営企業借換債、それから下水道事業借換債につきましては、公営企業借換債が承認されたこ

とに伴う増額で、下水道事業借換債はそれに伴います減額補正でございます。以上でございます。
議長（伊藤福章君） これで、議案第73号の説明が終わりました。

議案第74号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第21、議案第74号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） 農業集落排水事業特別会計補正につきまして、ご説明いたします。

最初に109ページ、歳出をお願いいたします。

1款2項1目11節の需用費でございますが、本堂地区施設内のモーター類及び脱水機、一丈木施設の回分槽水中攪拌ポンプの故障によりまして、交換が必要になり補正をお願いするものでございます。

2款1項1目23節でございますが、これは額の決定によります増額補正をお願いするものでございます。

2目23節につきましても、額の決定によります償還利子の減額をお願いするものでございます。
108ページ歳入でございますが、4款1項1目1節一般会計繰入金でございますが、前年度におきまして繰越金が生じたために一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

4款2項1目1節でございますが、農業集落排水事業基金繰入金です。施設の修繕費の財源といたしまして、基金より繰り入れをお願いするものでございます。

5款1項1目1節は、前年度よりの繰越金でございます。

7款1項1目1節につきましては、額の決定によります増額補正でございます。

2節につきましては、公営企業借換債の決定によります増額分と、それに伴います下水道事業借換債差額分の増額補正ということでございます。

105ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。

歳入歳出でもご説明いたしましたが、資本費平準化債は額の決定によるものでございます。

農業集落排水事業借換債及び公営企業借換債につきましては、公営企業借換債が承認されたことに伴いまして増額、それに伴い農業集落排水事業借換債を減額するものでございます。以上で

ございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第74号の説明が終わりました。

散会の宣告

議長（伊藤福章君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月8日、午前10時本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時18分）